東松山市地域福祉活動計画

～ 暮らしを支え合い 幸せを育むまち 東松山 ～

平成28年度～平成31年度

平成28年3月

社会福祉法人　東松山市社会福祉協議会

はじめに

東松山市では、平成 26 年度に東松山市地域福祉計画を策定しました。「暮らしを支えあい 幸せを育むまち 東松山」を基本理念に、「市民、団体、事業者」と市が「みんなでつくる」ことを目指しています。

現在、東松山市は、高齢化率が２５％を超える一方で、１世帯あたりの平均人数は年々低下しており、単身高齢者や老夫婦世帯が増加しております。このようなことから、ひとつの家族だけでは、様々な困難に持ちこたえる力が以前より弱くなっていると思われます。そして、こうした状況を公的なサービスだけで補完することは難しい状況にあります。

このことを受け、社会福祉協議会では市と連携して、この基本理念を具体的に実行すべく地域福祉活動計画の策定に取りかかりました。市の地域福祉計画と基本理念・基本目標を共有し、「市民、団体、事業者」と市と社会福祉協議会が、協働して具体的に取り組むことをまとめました。

また、本計画では、全市共通の活動展開の他に、7 つの福祉圏域ごとに、地区別プランを盛り込みました。これは、本計画がそれぞれの地区の実情をより反映したものとなるために、その地区の地域住民による協議によって作成されたものです。まさにこの計画の策定過程そのものが、すでに「みんなでつくる」実践の一端となっております。引き続きこの計画を推進するためにも、皆様のご協力をお願い申し上げる次第です。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご協議いただきました地域福祉活動計画策定委員や地区別プラン作成部会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました皆様、大勢の関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月

東松山市社会福祉協議会

会　長　金子　守

目　次

第１章　地域福祉活動計画の役割と位置づけ……1
１．地域福祉活動計画策定の背景……2
２．地域福祉とは……4
３．地域福祉活動計画の趣旨と位置づけ……5
４．地域福祉計画等との関係……6
５．地域福祉活動計画の期間……7
６．地域福祉活動計画の策定体制……8
７．地域の範囲……9

第２章　東松山市の概況……11
１．東松山市の状況……12

第３章　地域福祉活動計画の基本的な考え方……19
１．地域福祉活動計画の基本的な方向……20
２．地域福祉活動計画の基本目標……21
３．協働による推進……22
４．地域福祉活動計画の施策体系……26

第４章　施策の展開……29
１．東松山市共通の活動展開……30
２．地区別の活動展開……47

第５章　地域福祉活動計画の推進体制……71
１．計画の周知及び活動の推進……72
２．関係機関等との連携協働……72
３．住民が主役となる福祉の推進……72
４．地域福祉活動計画の実施状況の点検・評価……74

資料編……77
１．計画策定状況……78
２．計画検討委員会委員名簿……78
３．社会福祉法人東松山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置規程……79
４．社会福祉法人東松山市社会福祉協議会地域福祉活動計画地区別プラン作成部会設置要綱……81
５．地区作成部会での検討内容……83

第１章　地域福祉活動計画の役割と位置づけ

１．地域福祉活動計画策定の背景
２．地域福祉とは
３．地域福祉活動計画の趣旨と位置づけ
４．地域福祉計画等との関係
５．地域福祉活動計画の期間
６．地域福祉活動計画の策定体制
７．地域の範囲

１．地域福祉活動計画策定の背景

インターネットや通信技術の急速な発展による情報化社会の進展、社会の成熟化による価値観やライフスタイルの多様化、少子高齢化や核家族化の進行などによる社会の変化を背景として、地域住民相互のつながりの希薄化や地域活動の減少など、地域における福祉を取り巻く社会情勢は厳しい状況に置かれています。

このような中で、孤立死やひきこもり、児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、生活困窮者の増加など、様々な社会的問題が浮き彫りになっており、市民が抱える福祉課題は多種・多様化しています。

これらの地域社会における様々な課題を解決するには、公的サービスを中心とした従来の考え方だけでは困難となってきており、地域に暮らす人々や地域で活動する団体・事業者等が相互に助け合い、地域全体で福祉を推進していく必要があります。

国では、平成 12 年に社会福祉の基本法であった「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、これからの地域福祉は特定の人に対するサービスではなく、身近な地域社会で人々の生活課題の解決を図るものであるということを示しました。また、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会（厚生労働省主催）」による報告書（平成 20 年３月）において、公的サービスで対応しきれないような地域における様々な生活課題を、そこに住む地域住民が主体となりお互いに支え合って対応していく『新しい支え合い』の概念が提起されています。

平成 25 年 12 月には、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を抜本的に強化する「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成 27 年４月から施行されました。この新たな制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上で重要な施策と位置づけられており、国では、「市町村地域福祉計画に積極的に生活困窮者自立支援方策を盛り込むことが重要である。」としています。

埼玉県では、平成 27 年度から平成 29 年度までの３か年を計画期間とする第４期埼玉県地域福祉支援計画を策定し、『「地域デビュー」「おせっかい」「ネットワーク」で地域力を高める埼玉づくり』を計画の理念とした地域福祉の推進を図り、市町村における取り組みを支援してきました。

東松山市では、平成 26 年度、『暮らしを支えあい　幸せを育むまち　東松山』を基本理念とし、平成 27 年度から平成 31 年度までの５か年を計画期間とする「東松山市地域福祉計画」を策定しています。

少子高齢社会の急速な進展による諸問題に対応するため、国では、社会保障を持続可能とするための社会保障制度改革に着手しました。今後は、様々な福祉分野において地域の課題を地域で解決する「地域力」が重要となります。人間関係の希薄化やライフスタイルの多様化など、地域福祉を取り巻く環境が厳しい状況にある中で、地域福祉活動の役割は、かつてないほど重要となっています。

本計画は、このような点を背景に策定したものです。

【社会福祉法（抜粋）】

（目　的）

第１条　この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第４条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

２．地域福祉とは

法律などに基づく福祉サービスはその対象者を規定していますが、地域に暮らす誰もが、日常生活において何らかの課題を抱え、支援を必要とする可能性があります。

誰もが地域で安心して暮らし続けるためには、

① 日ごろ身の回りで起こる問題はまず個人や家庭の努力で解決し（自助）、
② 個人や家族内で解決できない問題は隣近所の力やボランティアや NPO などの活動で解決し（共助）、
③ 地域で解決できない問題は行政で解決する（公助）、

といった重層的な取り組みが必要となってきます。

これらの「自助」「共助」「公助」を組み合わせた、地域における助け合いの仕組みが地域福祉といえます。

■「自助」「共助」「公助」のイメージ（「東松山市地域福祉計画」より）

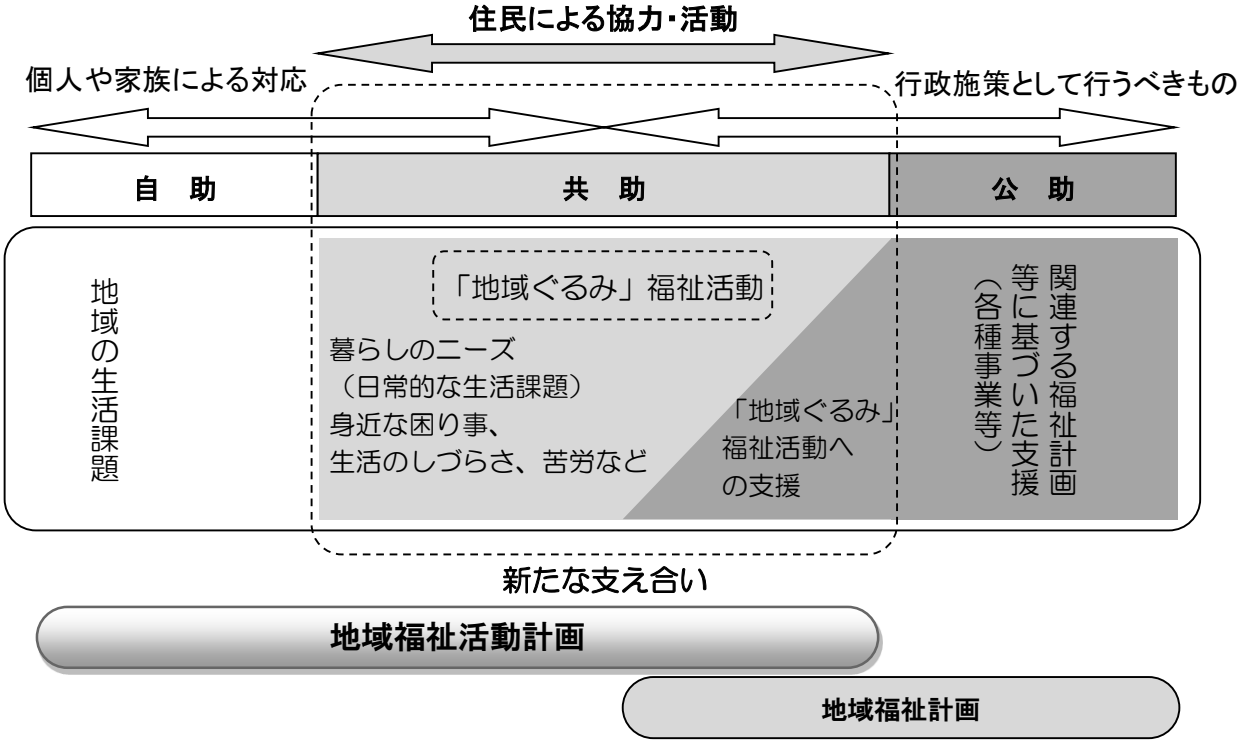

３．地域福祉活動計画の趣旨と位置づけ

市町村地域福祉計画は、平成 12 年 6 月に改正された社会福祉法 107 条に規定され、各自治体が主体的に策定に取り組む計画とされました。

一方で「地域福祉活動計画」は、法的根拠はないものの、社会保障審議会福祉部会（平成 14 年 1 月）において、下記の（6）に指針としてまとめられています。

（6）市区町村社会福祉協議会の役割

・地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられている。また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。

・なお、社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることは当然である。

さらに全国社会福祉協議会では、平成 4 年にまとめた「地域福祉活動計画策定の手引」において、市町村自治体の策定するものを「地域福祉計画」、市町村社協が中心となり、住民等の活動・行動を計画化したものを「地域福祉活動計画」として整理しています。

本計画は、「東松山市地域福祉計画」を受けて、地域での活動計画をまとめた「地域福祉活動計画」です。地域福祉の推進は、地域が中心となることから、社会福祉協議会、各種団体、住民などの地域での取り組みの方向性を示し、これを支援する新たな計画として策定します。

４．地域福祉計画等との関係

行政計画である「地域福祉計画」は、東松山市の地域福祉の推進における今後の基本方向や取り組みについて整理したものです。これに対し、社会福祉協議会の取りまとめる民間計画である「地域福祉活動計画」は、行政計画である「地域福祉計画」に掲げられた基本目標の実現に向けて、市民一人ひとりや地域で活動する諸団体が具体的にどのような活動を行うことができるのかについて取りまとめるものとなります。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は東松山市における地域福祉の推進における２つの大きな柱と位置づけられ、ともに連携・協働を図りながら計画の推進を図っていくものです。

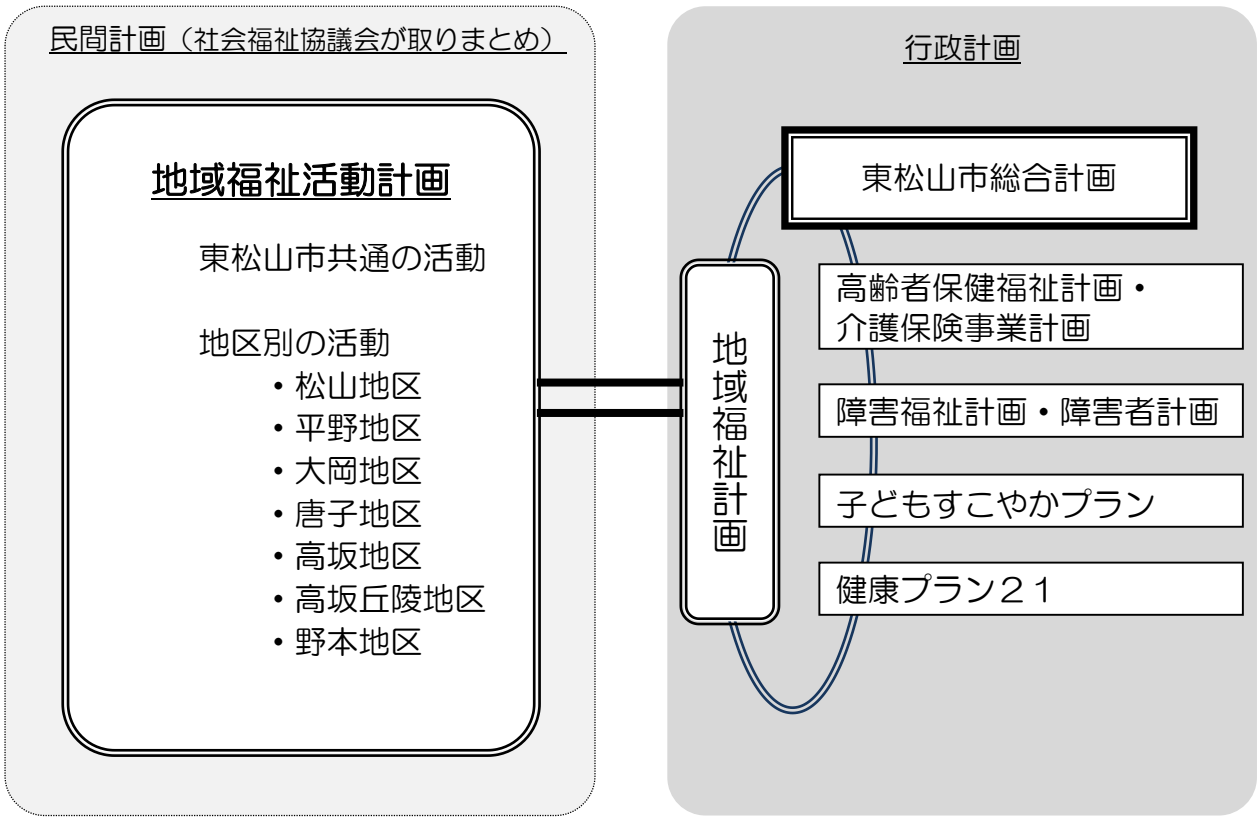

５．地域福祉活動計画の期間

計画期間は、平成 28 年度から平成 31 年度までの４年間とします。次期計画については、「東松山市地域福祉計画」と連携し同一期間にする予定です。

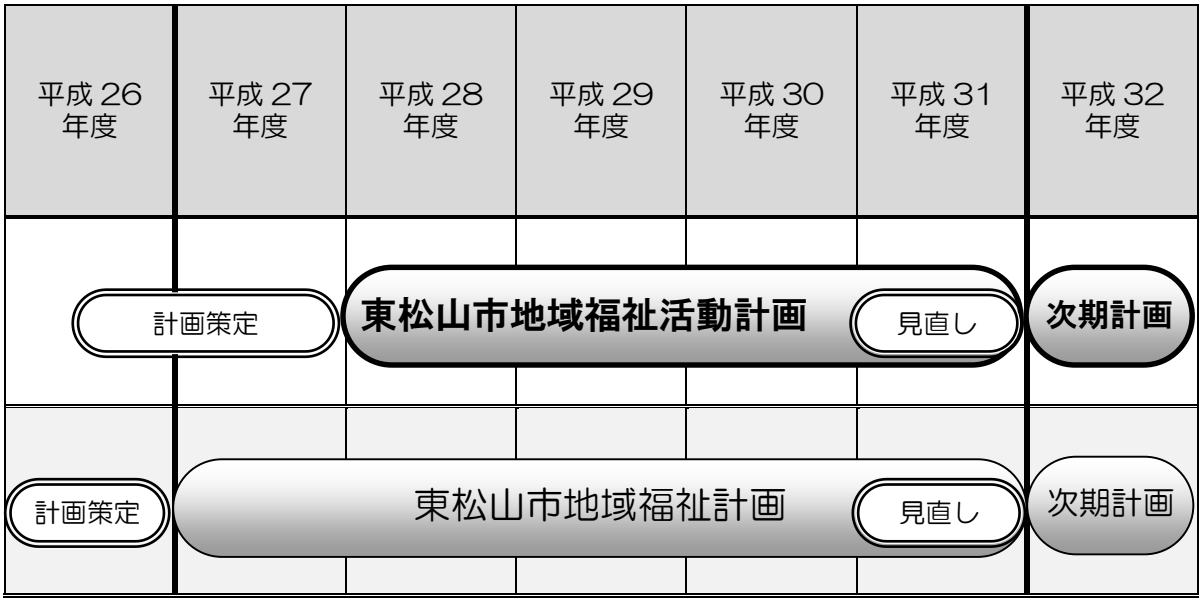

６．地域福祉活動計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、社会福祉協議会が事務局を担い、策定委員会が中心となって市全体の計画について協議・検討を行いました。また、市内の各市民活動センターエリアごとに地区別プラン作成部会を設置し、作成部会を中心に住民座談会等を通じて様々なご意見をいただき、各地域ごとのプラン案の作成を進めました。

計画全体の調整・検討・協議については、策定委員会において実施しました。

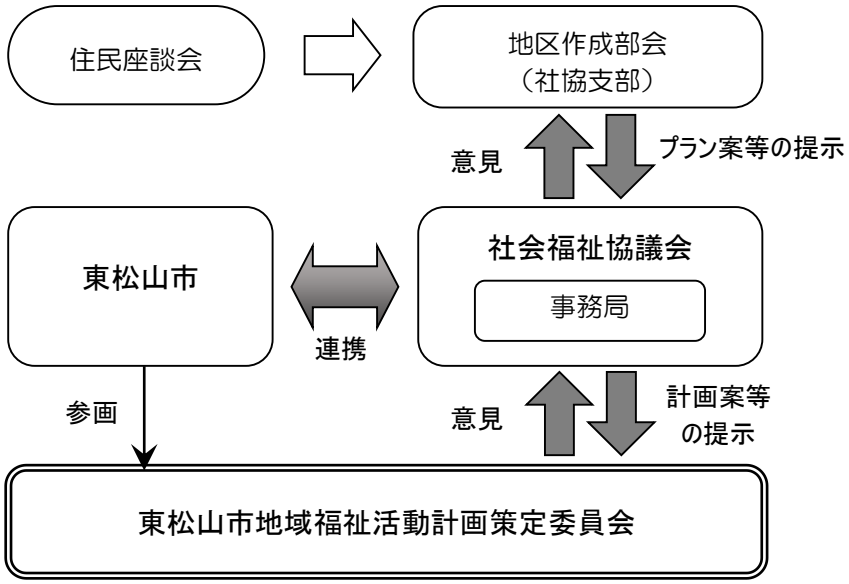

７．地域の範囲

本計画では、「東松山市地域福祉計画」で規定されている「地域の範囲」を踏まえた活動としていきます。市全域に共通する課題の共有、具体的活動の実施のほか、市内の７地区を福祉圏域の基礎単位と位置づけ、地域課題の共有、具体的活動の実施、小地域活動の組織化など、それぞれの地域に応じた機能や役割、体制等を検討・整備していくこととします。

○地域の範囲のイメージ

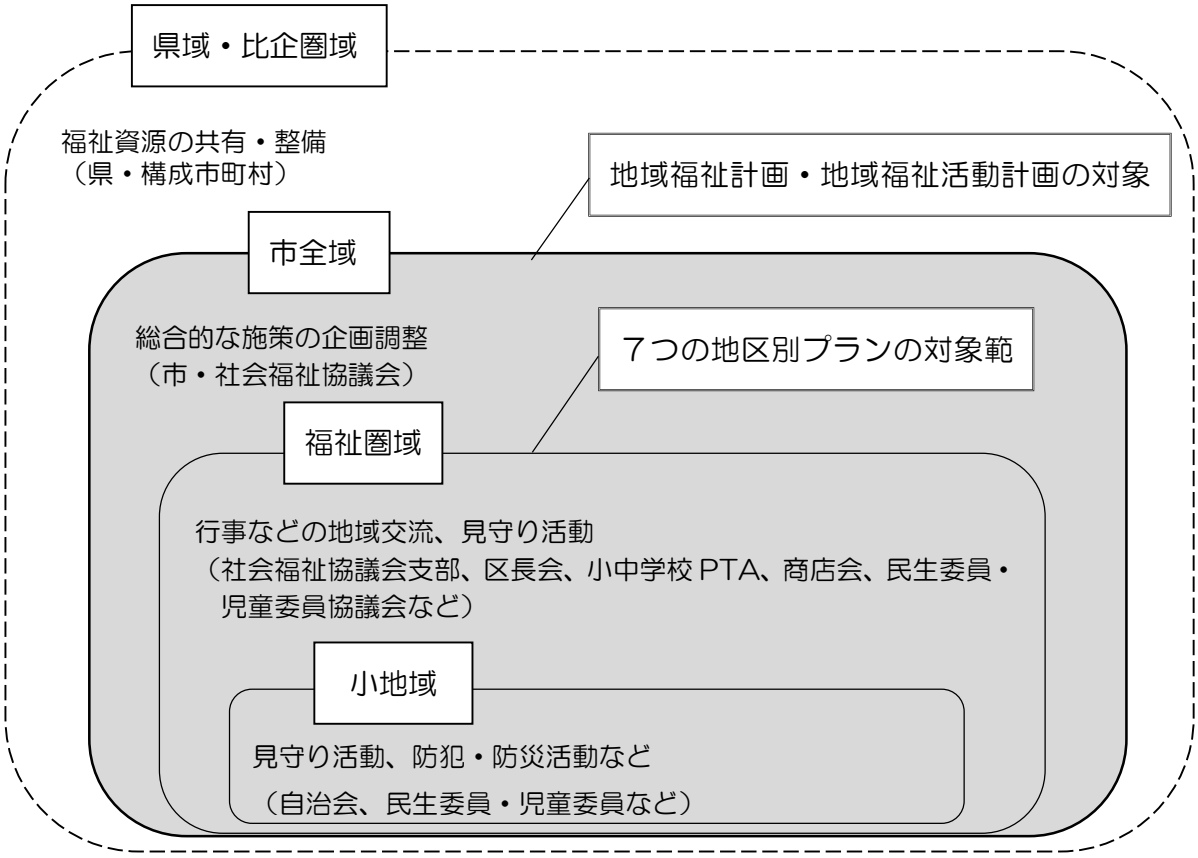

○７つの地区（福祉圏域）

松山地区、平野地区、大岡地区、唐子地区、高坂地区、高坂丘陵地区、野本地区

７つの地区（福祉圏域）範囲図

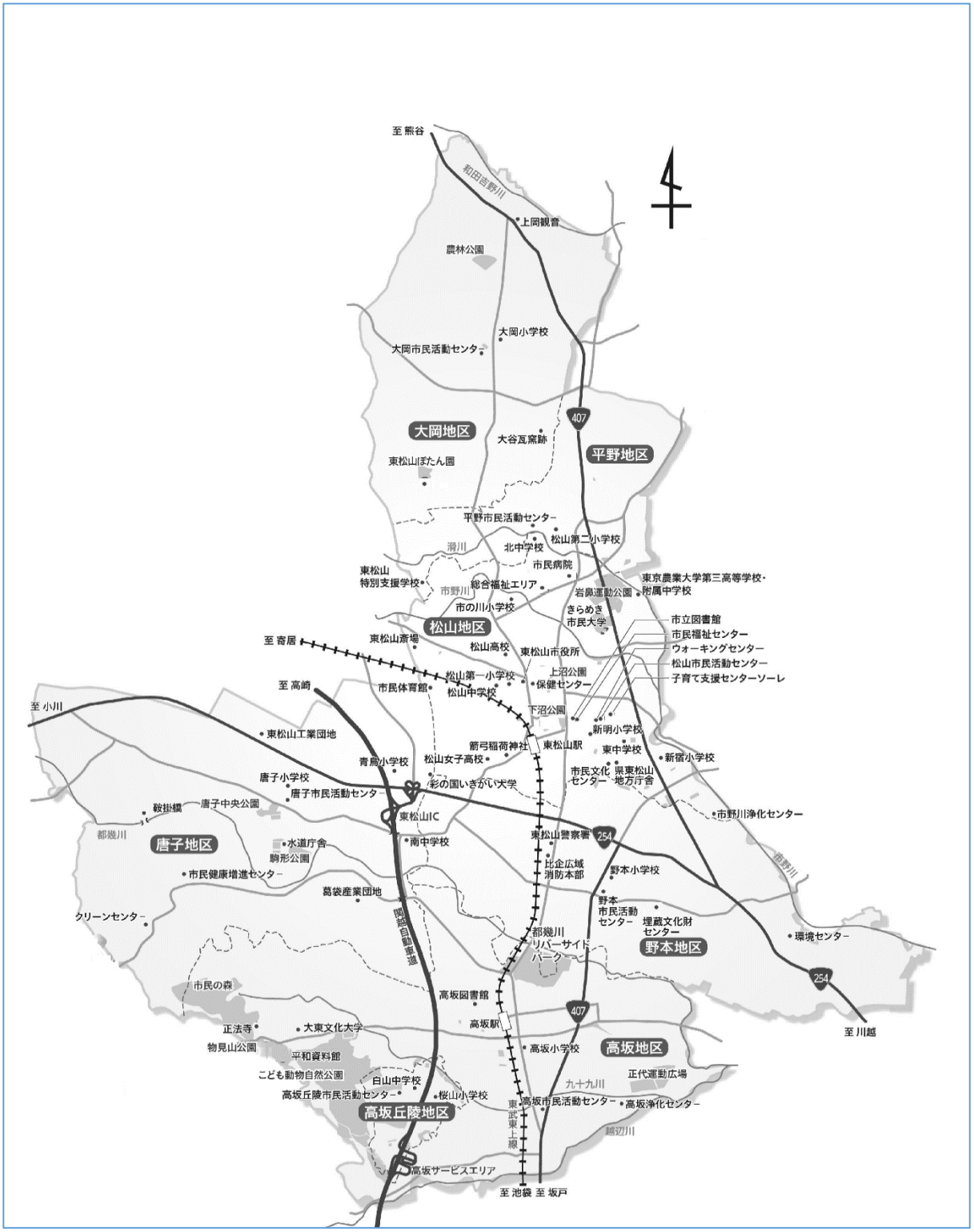

第２章　東松山市の概況

１．東松山市の状況

１．東松山市の状況

（１）人口と世帯

本市の人口は、平成 20 年までは９万人を超えていましたが、平成 21 年より８万人台となり、人口は各年によって増減はありますが、なだらかな減少傾向にあり、平成 26 年には 89,349 人になっています。

人口の推移

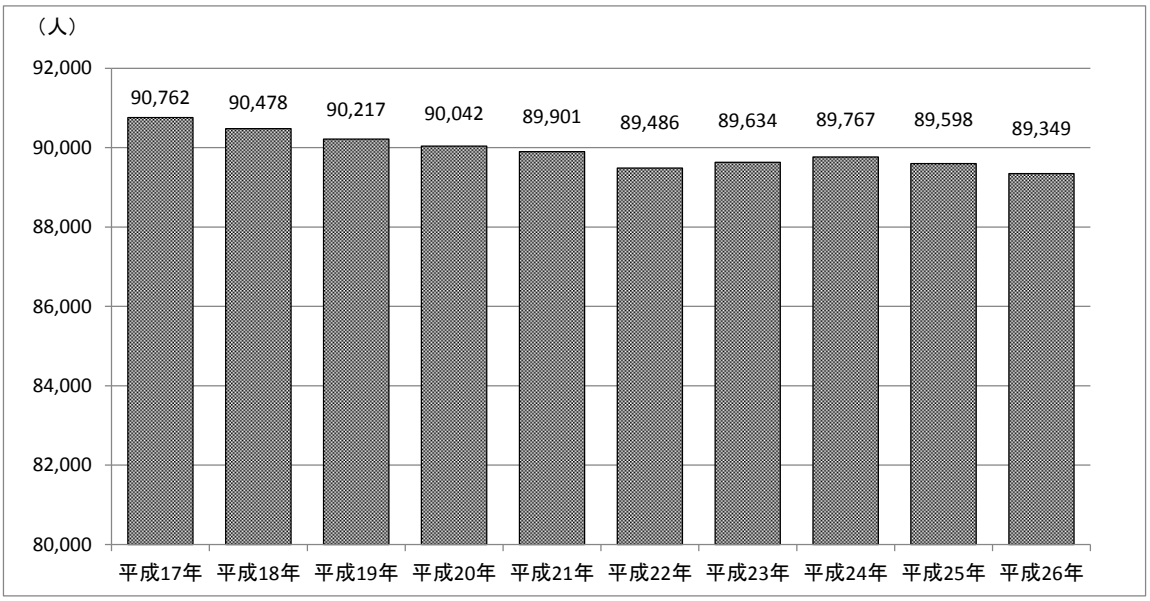

資料：住民基本台帳　各年１月１日現在

世帯数は、毎年増加していますが、人口が減少傾向にあるため、世帯当たりの人員は減少しています。平成 26 年では１世帯当たり 2.43 人となっています。

世帯数と世帯当たり人員の推移

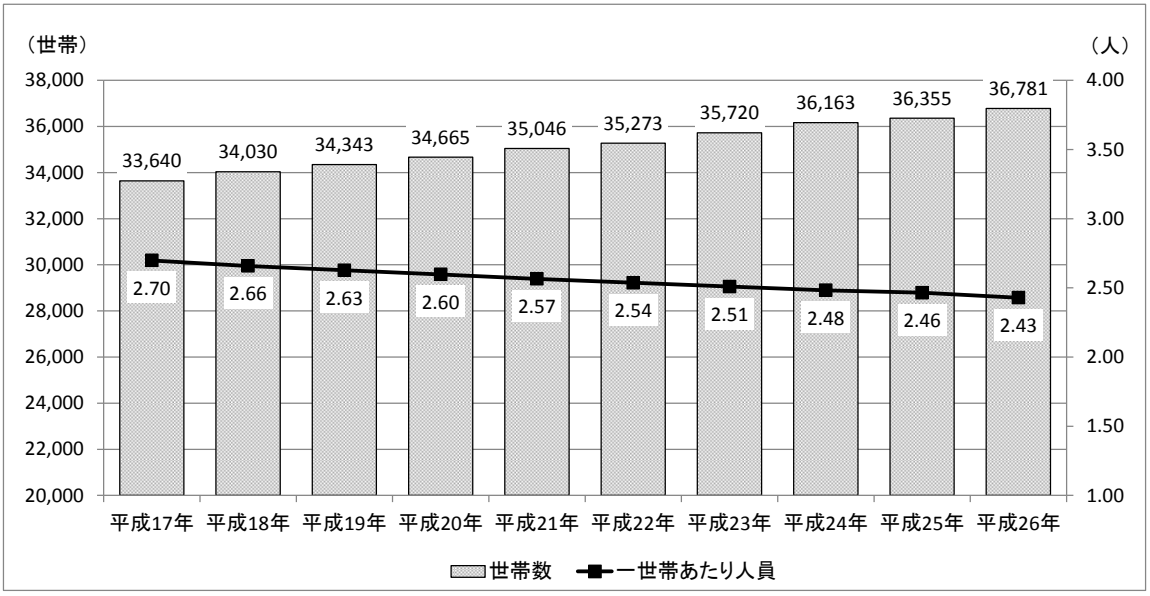

資料：住民基本台帳　各年４月１日現在

（２）高齢者の状況

65 歳以上の高齢者人口は増加を続けており、64 歳以下の生産年齢人口と年少人口は減少しています。平成 26 年の高齢化率は 23.6%となっており、少子高齢化が進行していると言えます。

年齢３区分人口の推移

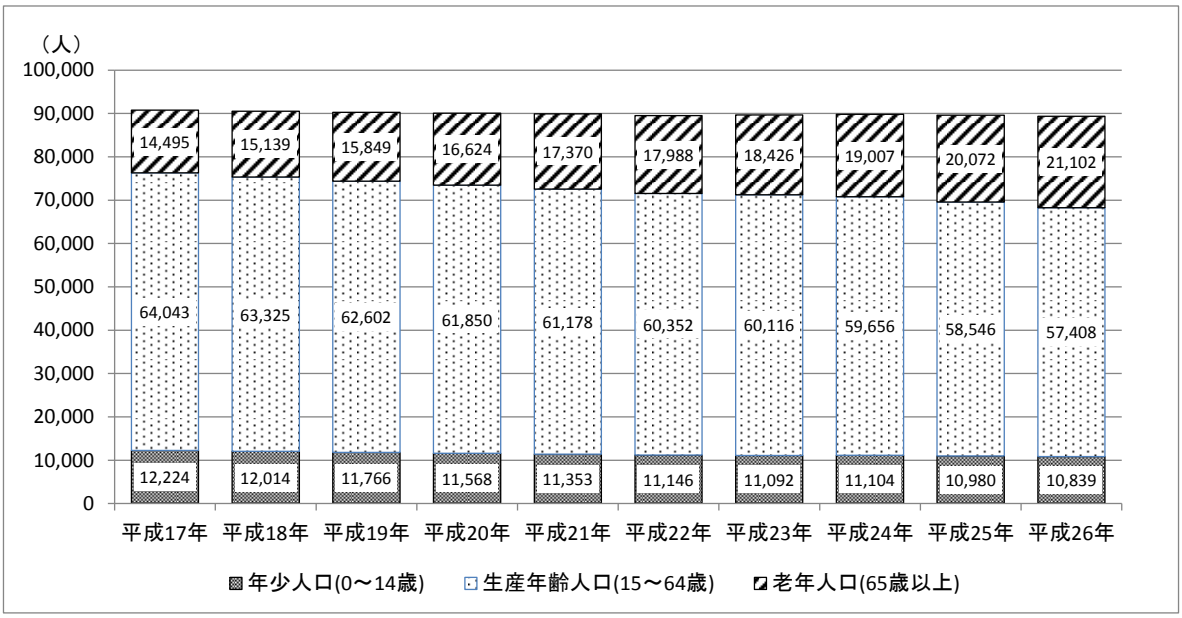

資料：住民基本台帳　各年１月１日現在

高齢化率

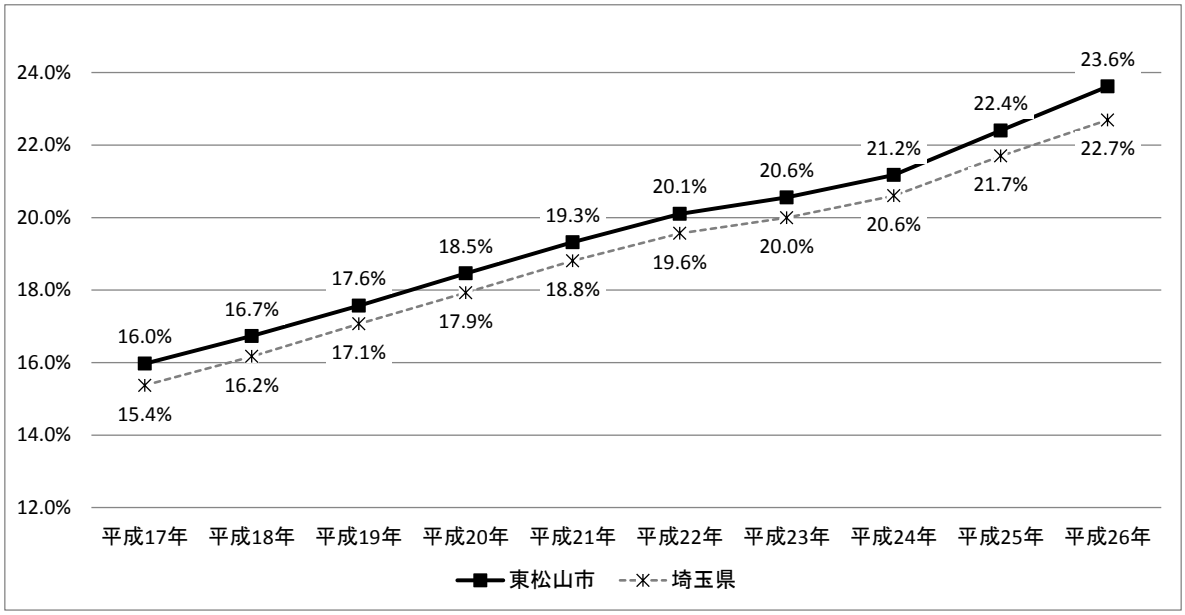

資料：住民基本台帳　各年１月１日現在

（３）高齢者世帯

一人暮らしの単身高齢者や高齢者のみの世帯が毎年増加しています。

高齢者世帯

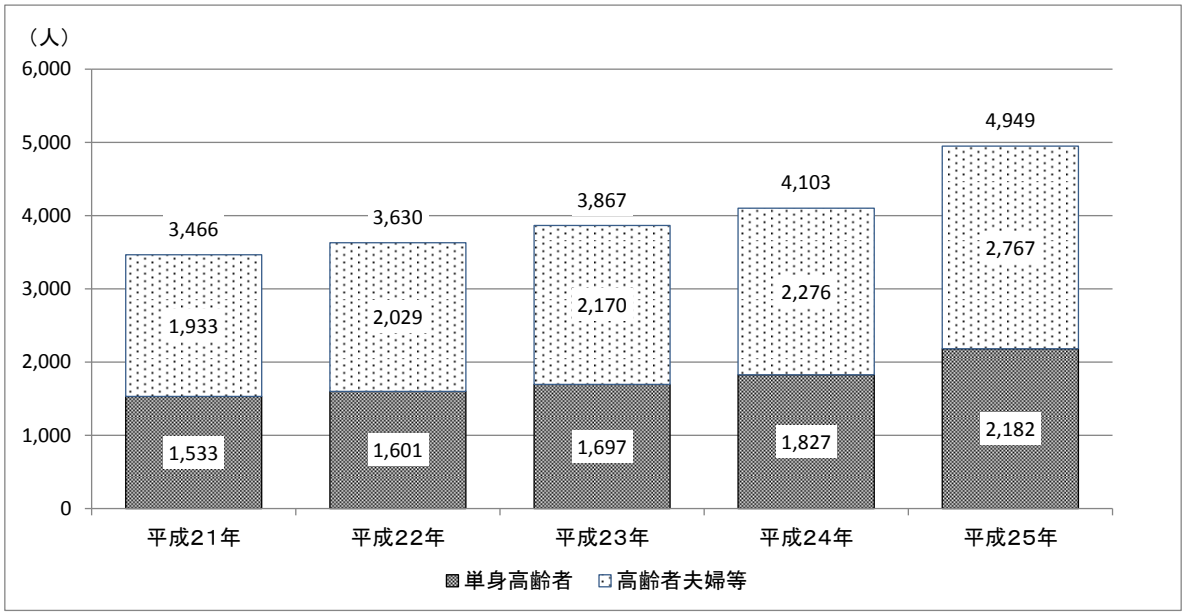

資料：東松山市高齢者調査
※平成 25 年度に世帯数が増加しているのは、住民基本台帳に基づく実態調査を開始したため

（４）障害者の状況

身体障害、知的障害、精神障害による手帳の所持者は増加傾向にあります。

身体障害者手帳所持者数（障害の種類別）

（人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視　覚	54	39	11	10	26	19	159
聴覚平衡	23	70	21	36	0	75	225
音　声	2	3	15	12	－	－	32
肢体不自由	281	299	288	457	112	65	1,502
内　部	496	5	89	156	－	－	746
計	856	416	424	671	138	159	2,664

資料：東松山市障害者福祉課　平成 26 年 4 月 1 日現在

療育手帳所持者数

（人）

Ⓐ	A	B	C	計
151	163	182	136	632

資料：東松山市障害者福祉課 平成 26 年 4 月 1 日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者数

（人）

1級	2級	3級	計
47	331	148	526

資料：東松山市障害者福祉課 平成 26 年 4 月 1 日現在

（5）出生数

東松山市の合計特殊出生率は、全国・埼玉県を下回る水準で推移しています。

合計特殊出生率及び出生数の推移

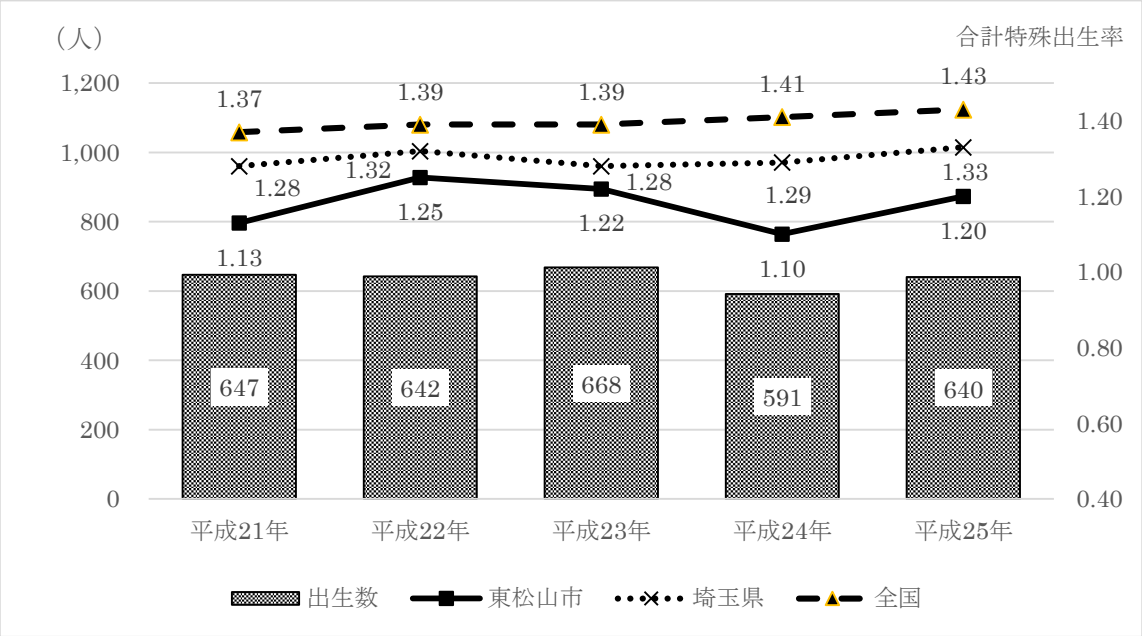

資料：埼玉県

（６）幼稚園・小中学校の児童・生徒

少子化により、幼稚園・小学校・中学校へ通う児童・生徒数も減少しています。幼稚園児については、平成 25 年はやや増加しています。

園児・児童・生徒数の推移

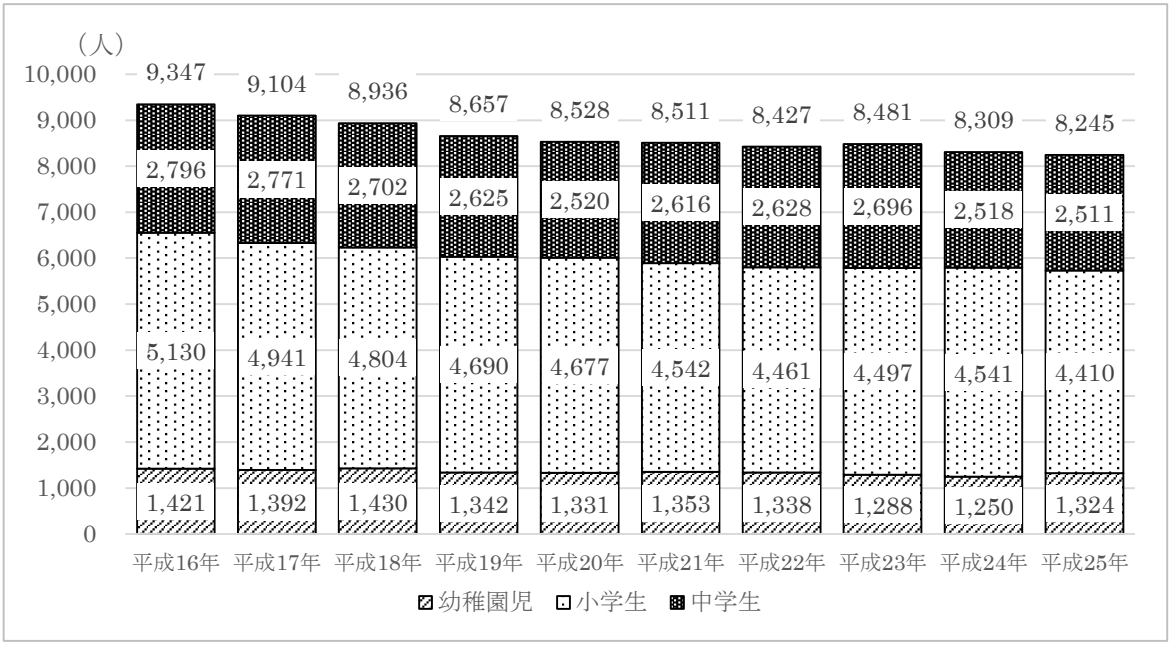

資料：学校基本調査　各年５月１日現在

（７）保育園の状況

保育園を利用する園児数については、増加する傾向にあります。

保育園の園児数の推移

年	保育園数	定員総数	園児数						
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成21年	11	885	912	37	122	130	192	214	217
22年	11	885	939	56	118	157	178	214	216
23年	11	895	999	48	133	173	202	219	224
24年	12	985	1066	59	148	189	221	226	223
25年	12	985	1131	62	158	198	235	237	241

資料：東松山市保育課

（８）失業率・求人状況

埼玉県の完全失業率、有効求人倍率はともに改善傾向にありますが、有効求人倍率は全国平均を下回っています。

完全失業率

（労働力人口のうち、完全失業者が占める割合）

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
全国	５．１％	４．６％	４．３％	４．０％
埼玉県	４．４％	４．６％	４．４％	４．１％

（年平均）

資料：労働力調査

有効求人倍率

（新規学卒を除き、パートタイムを含む）

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
全国	０．５２倍	０．６５倍	０．８０倍	０．９３倍
埼玉県	０．４１倍	０．５１倍	０．５７倍	０．６２倍

（年平均）

資料：職業安定業務統計

（９）児童扶養手当受給者

両親の離婚等により、父母どちらか一方からしか養育を受けられない一人親家庭に支給される児童扶養手当の給付者及び対象児童数は減少傾向にあります。

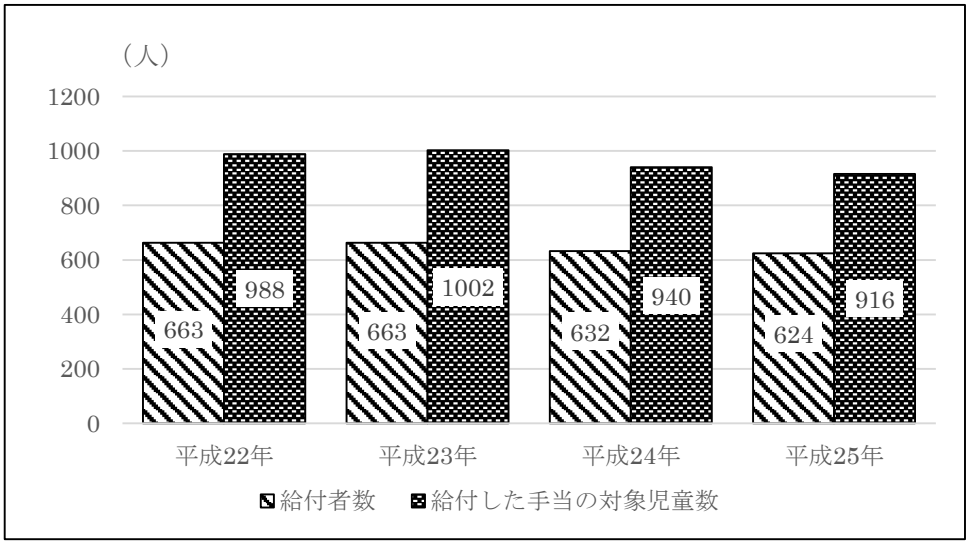

資料：東松山市子育て支援課

（１０）生活保護

生活保護の受給者数は、平成 21 年度に比べ平成 25 年度は 0.27 ポイント上昇しています。

生活保護率の推移

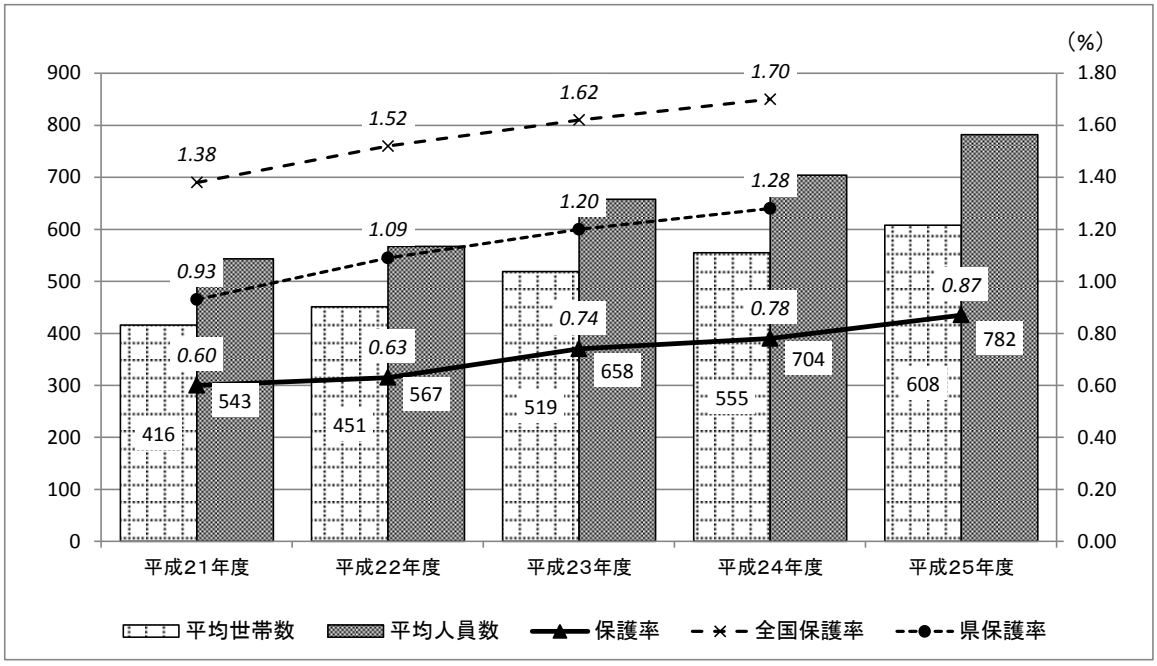

資料：東松山市社会福祉課・埼玉県

世帯類型別にみると、高齢者世帯が４割を占めており、次いで傷病者世帯、障害者世帯の割合が高くなっています。

生活保護世帯類型別推移

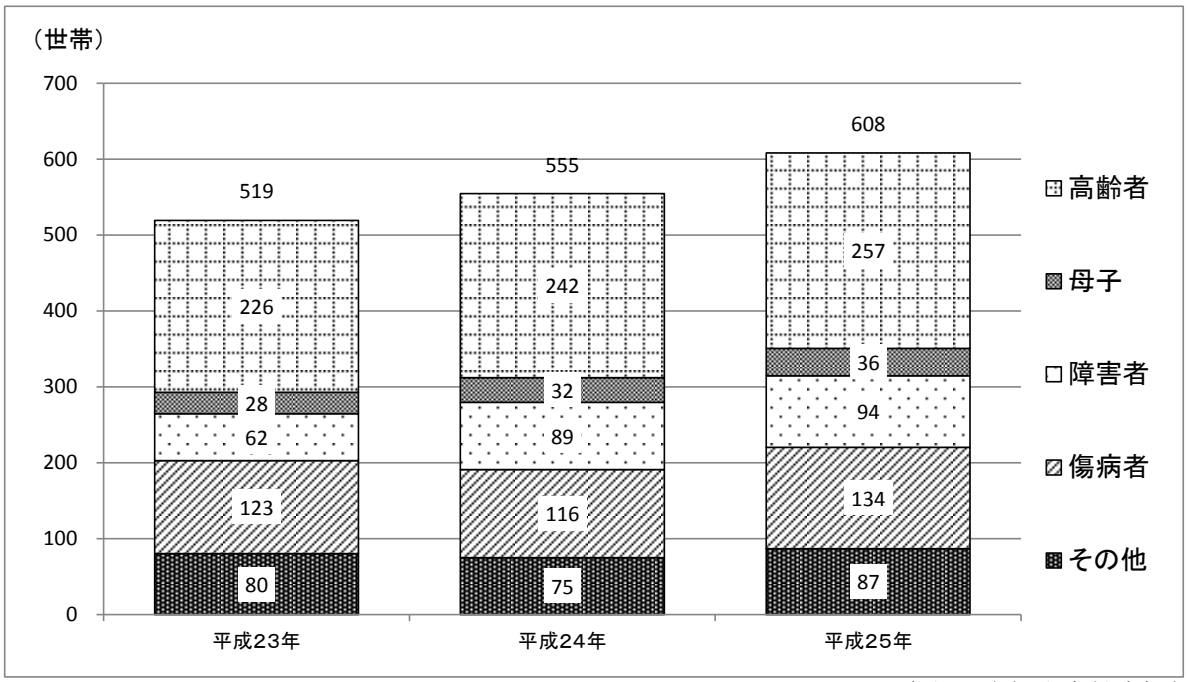

資料：東松山市社会福祉課

第３章　地域福祉活動計画の基本的な考え方

１．地域福祉活動計画の基本的な方向
２．地域福祉活動計画の基本目標
３．協働による推進
４．地域福祉活動計画の施策体系

１．地域福祉活動計画の基本的な方向

東松山市が策定した「東松山市地域福祉」計画では、基本理念を以下のように定めています。

暮らしを支えあい
幸せを育むまち　東松山

また、基本的な方向性として以下の方向性が示されています。

地域社会で発生する多様な課題やニーズに対応していくためには、市民一人ひとりの努力（自助）や行政・福祉事業者が提供する公的サービス（公助）の充実だけではなく、地域住民や各地域活動団体、事業者などがそれぞれの強みを活かし、相互に連携して支え合う（共助）取り組みが必要となります。

この自助・共助・公助の取り組みが互いに補い合うことによりすべての方が安心して暮らせる地域をつくるため、本計画においては、自助・共助・公助の役割分担と連携を基本に地域福祉の推進を目指します。

本地域福祉活動計画では、「東松山市地域福祉計画」と連携して取り組んでいくため、「東松山市地域福祉計画」の基本理念である『暮らしを支えあい幸せを育むまち　東松山』を基本理念として、地域の人々が助け合いながら安心して自立した生活を送れる地域社会の実現や地域福祉の推進に取り組んでいきます。

２．地域福祉活動計画の基本目標

本計画は、東松山市の「東松山市地域福祉計画」と連携した取り組みとしていくために、基本理念と合わせて基本目標も共有し、行政だけでなく、市民や地域活動団体などとの協働による地域の福祉力の向上を目指します。

＜東松山市地域福祉計画の基本目標＞

基本目標１：つなげる・・地域社会のネットワークをつくる

基本目標２：支える・・・支え合いの地域をつくる

基本目標３：育てる・・・地域福祉を支える担い手を育てる

基本目標４：守る・・・・市民が安心して暮らせる仕組みをつくる

【東松山市地域福祉活動計画の基本目標】

■基本目標１：つなげる・・地域社会のネットワークをつくる

地域の福祉力向上のためには、同じ目標に向かって取り組んでいくことが重要であるため、地域の人々と行政、諸団体などをつなげる活動に取り組んでいきます。

■基本目標２：支える・・・支え合いの地域をつくる

地域の中で安心して暮らしていくためには、人々の支え合いが不可欠なことから、相互に支え合うための仕組みづくりを行います。

■基本目標３：育てる・・・地域福祉を支える担い手を育てる

地域福祉は多様な人材がそれぞれの場面において活躍することが望まれるため、地域福祉を支える担い手の育成支援を行っていきます。

■基本目標４：守る・・・・市民が安心して暮らせる仕組みをつくる

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、生活環境の整備、防犯・防災の仕組みづくり、知識の普及や消費者意識の啓発などの情報提供活動が重要となります。そのため、市が進める市民を守る仕組みづくりを支援していきます。

３．協働による推進

（１）複雑化・多様化する福祉課題

地域の福祉活動を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加、地域社会とのつながりの希薄化など、近年大きく変化しており、福祉課題も多様化しています。また、福祉に関する諸制度も社会変化に対応すべく改正等を繰り返しており、福祉を取り巻く状況は複雑化・多様化しています。

福祉の対象者は、これまでは福祉サービスの利用者が主な対象者でしたが、これからは特定の人だけでなく、幅広い地域の住民が対象となってきます。従来の見守り活動からもれる人や社会保障制度からもれる人、制度の狭間にいる人など、課題や問題を抱えながらも自分から S.O.S を出せずにいる地域の人々に対しても、孤立化の防止や見守りが必要とされています。

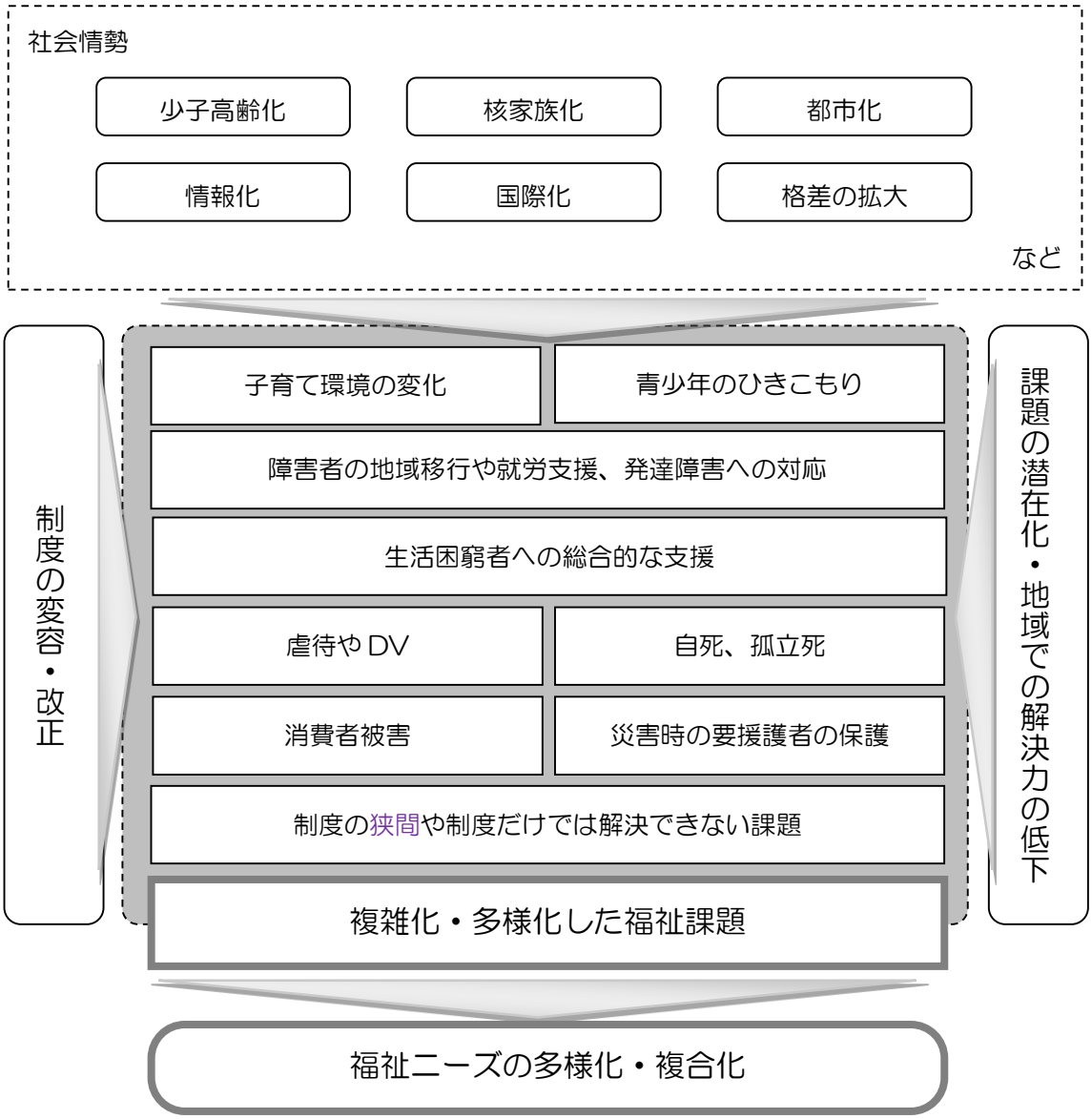

（２）自助・共助・公助による取り組み

「東松山市地域福祉計画」では、この複雑化・多様化した福祉課題に対して、「自助・共助・公助」による取り組みによって課題解決を図っていくとしています。

地域福祉は、地域住民、地域で活動する諸団体や事業者が連携し、地域で互いに助け合い、支え合って推進していくものです。相互に助け合うことができる体制を整備するためには、地域住民、地域の諸団体、行政がそれぞれ地域の中で期待されている役割を果たし、ネットワーク化やともに助け合う地域コミュニティの確立が不可欠です。

本計画においても、地域住民、諸団体、行政などがそれぞれの役割を明確にして、互いが協力しあって地域福祉を推進していくことを目指します。

【協働のイメージ】

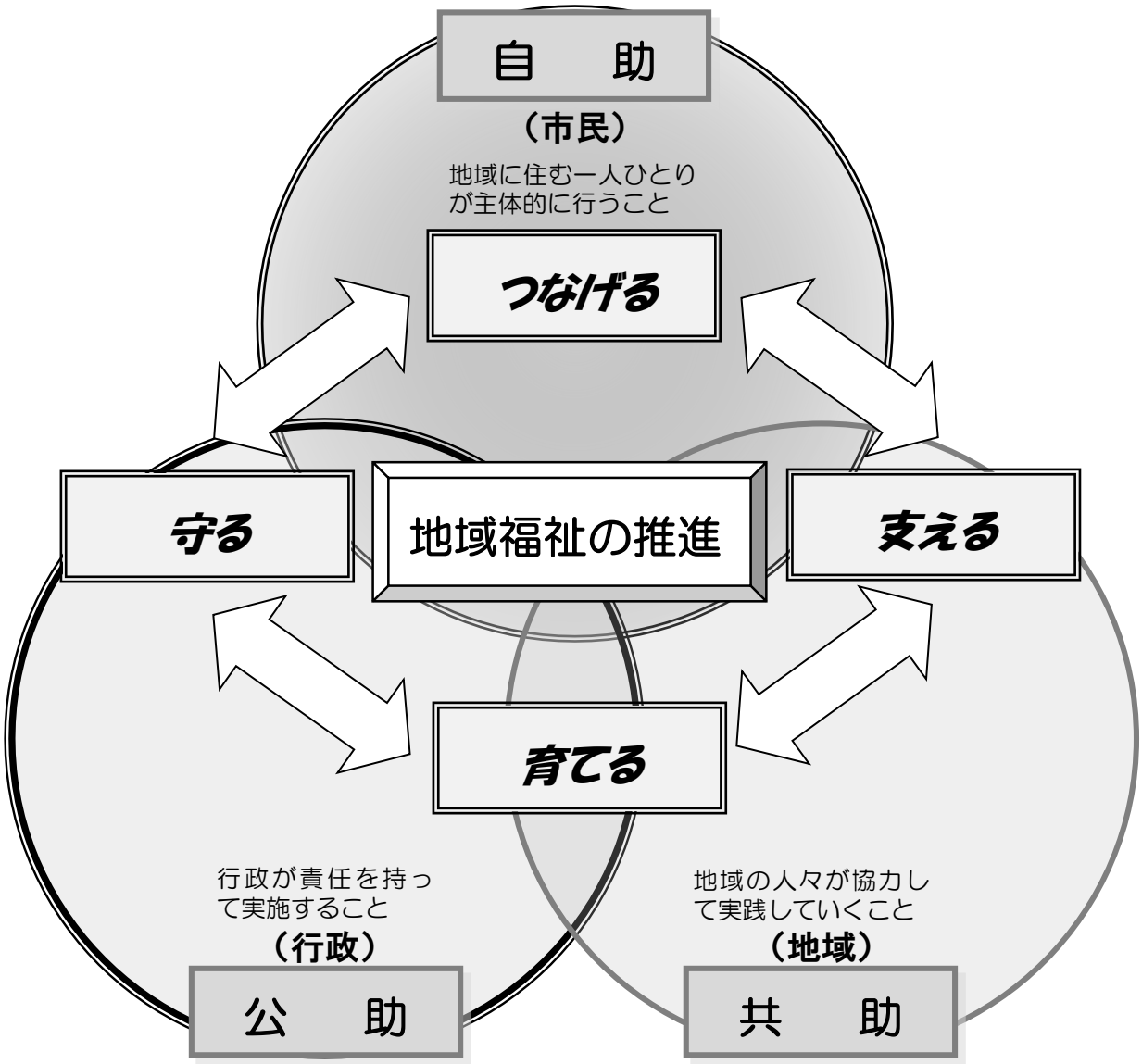

（３）それぞれの役割

■地域住民に期待される役割（自助）

自分自身や家族の人生をより充実した幸せなものにしていくためには、健康を保ち、人とつながっていくことが必要です。地域住民、諸団体、社会福祉協議会、行政が一体となって主体的に推進していくことが必要ですが、地域住民は福祉サービスの利用者であるだけでなく、その担い手でもあります。地域を一番知っている地域住民一人ひとりが地域福祉の主役となって取り組むことが重要です。

また、自らの課題に対しては、まずは自分自身が考え、行動して、問題解決を図るよう努めることが期待されます。

■地域で活動する諸団体に期待される役割（共助）

地域の様々な活動団体（自治会、ボランティア団体、NPO など）には、日常的に様々な地域住民と接する機会が多いことから、地域の細かな生活課題を発見し、行政など関係する機関へつなげていくことが期待されます。また、地域住民に対して、地域福祉への関心を高めたり、課題の共有化を図ることで、孤立化の防止や地域社会とのつながりが広がるように努め、相互交流の機会を拡大していくことが期待されます。

■事業者の役割（公助）

介護施設や障害者福祉施設などの事業者は、福祉に関する相談や福祉サービスの提供など地域において専門的支援の役割を担っています。今後も地域住民の主体的な福祉活動を専門的立場から応援するなどの地域に開かれた運営を行っていくことによって、住民の福祉課題の発見や解決に向けた取り組みをしていくことが期待されます。

■民生委員・児童委員・福祉協力員（共助）

民生委員・児童委員及び主任児童委員は、市民にとって身近な福祉に関する相談相手であるとともに、地域に密着した活動を通じて地域の生活課題や支援の必要な人の発見・支援を行うこと、行政や社会福祉協議会と情報の共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

また、市が設置を検討している、（仮称）地域福祉協力員制度では、新たな福祉の担い手として、民生委員活動を補佐することにより、地域の見守り・訪問活動、また福祉行政への橋渡しなど、より重層的な地域福祉の充実が図られます。

■社会福祉協議会が果たす役割（共助）

社会福祉協議会は、従来から地域住民主体による様々な地域福祉活動を推進するとともに、市の様々な福祉事業を受託するなど、公共性の高い民間非営利組織として活動してきました。これからも福祉サービスを提供する役割を担うほか、地域住民のボランティア活動への参加促進、地域福祉活動に対する支援、ボランティアの育成・ネットワーク化、地域の福祉ニーズに対応した多様な課題・問題をキャッチし問題解決へと導くなど、地域福祉の推進を地域住民、諸団体、行政と連携して担っていきます。

■行政の果たす役割（公助）

行政は、個人や地域では解決できない生活課題に対して公的支援を行うことや、各種福祉サービスの提供、地域ニーズに適したサービス提供基盤の整備など、直接的に市民一人ひとりや地域で活動する諸団体を支援する取り組みを行います。

また、市民一人ひとりや地域の活動がより行いやすいものとなるように、地域福祉に対する地域住民全体の意識啓発・向上、個人や諸団体間のネットワーク化、ともに支え合う地域コミュニティづくり、市全体で取り組むべき福祉課題に対する対策を協議検討する場や解決の仕組みづくりに取り組みます。

４．地域福祉活動計画の施策体系

基本目標１：つなげる・・地域社会のネットワークをつくる

（１）地域における出会いとつながりの場をつくります

1．ボランティアの相談登録調整など
2．サロン活動の立ち上げと運営
3．サロン活動支援
4．サロンを情報伝達・交換の場として活用

（２）地域包括ケアシステム構築に向け、関係機関をつなげ地域のニーズに応えます

5．生活支援コーディネーターの配置
6．協議体の設置・運営

基本目標２：支える・・・支え合いの地域をつくる

（１）地域でのその人らしい自立した生活を支えます

7．支え合いサポート事業の推進
8．シニアボランティアポイント制度の推進

（２）社協支部を通じて地域住民に寄り添い、ともに地域の福祉を進めます

9．社協支部事業の見直しと推進
10．社協支部連携会議の開催
11．地区別プラン事業助成の実施

基本目標３：育てる・・・地域福祉を支える担い手を育てる

（１）地域の福祉ニーズを広く発信し、それに応える活動者を養成し支えます

１２. 地域福祉及び社会福祉協議会に関する情報の広報・周知
１３．地域ニーズに応えるボランティア養成講座の開催
１４．生活支援サービスの担い手の養成

（２）市民が福祉を身近なものとして感じ、理解できるよう働きかけます

１５．福祉教育の推進
１６．夏のボランティア体験事業の推進
１７．共同募金活動の広報・推進

基本目標４：守る・・・・市民が安心して暮らせる仕組みをつくる

（１）高齢となり、障害があっても市民としての尊厳と権利を守ります

１８．日常生活自立支援事業の推進
１９．法人成年後見事業のさらなる推進
２０．成年後見センターの設置に向けた取り組み

（２）生活困窮に陥っても、できるだけ自立した生活を続けられるよう支援します

２１．貸付事業等の相談と実施

（３）大規模災害の発生時に、ボランティアの受け入れと調整を行います

２２．災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施
２３．災害ボランティアセンターの設置運営

第４章　施策の展開

１．東松山市共通の活動展開

２．地区別の活動展開

松山地区
平野地区
大岡地区
唐子地区
高坂地区
高坂丘陵地区
野本地区

１．東松山市共通の活動展開

基本目標１：つなげる・・地域社会のネットワークをつくる

個人や団体の活動を支援し、また、様々な地域のネットワークにつながることで、人が出会い、つながり、協力し合って福祉を進める機会を支援します。

東松山市の地域福祉計画には、『個人の取り組みや団体の活動、地域のサポート、行政の支援はそれぞれが連携して展開されることでより効果的な地域福祉が推進されます。（略）個別の取り組みや市民、地域の諸団体、行政の取り組みが、福祉・保健・医療などの分野の垣根を越えて連携・協働し、地域においてより効果的な成果に結びつけていくことができる多様なネットワークの構築が重要となります。』と記されています。

地域福祉活動計画の基本目標１では、地域が目指すべき姿として以下の目標を掲げます。

目指すべき姿	○地域の人々が様々な場所で出会い・つながり、地域の行事に集って交流を深めている ○一人ひとりが“つながり”を深め、みんなが気づかい、助け合って、気軽に声かけを行っている

地域の取り組みとしては、ボランティア、高齢者、子育て世帯、障害のある人など様々な立場の個人や団体が出会い、交流を深める機会をつくっていく必要があります。また、地域にあるネットワークを把握し、つなげることで新しい展開や新たなネットワークへのきっかけづくりを行います。

以下には社協事業による具体的取り組みを記載します。

（１）地域における出会いとつながりの場をつくります

地域におけるボランティア活動の相談・活動支援を充実させ、また高齢者・障害者・子育てなどのサロン活動をさらに活性化させることにより、地域住民同士の出会いと交流が生まれる居場所づくりを促し

ます。また、そこに地域包括支援センター等の様々な関係機関がつながることで、様々な情報の伝達・交換の拠点として機能させます。

■取り組み内容

1　ボランティアの相談、登録、調整、支援など					
内　容	現　状				
ボランティア活動に関する相談を受け、幅広いニーズを把握し、個人・団体や施設などとのマッチングを行います。	26 年度ボランティアまちづくりサポートセンターには団体登録 94 団体、個人登録 80 名が登録されています。				
取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
特に事業者・施設等との情報交換に積極的に取り組み、施設のボランティアコーディネート力の強化を支援します。	継　続				市社協 事業者

2　サロン活動の立ち上げと運営支援					
内　容	現　状				
地域における安心の居場所の拠点としてのサロンをつくり運営を支援します。	26 年度市内の登録サロン数は 81（高齢者サロン 74、子育てサロン7）です。				
取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
高齢者と子どもなどが自然に交流できる多世代サロンが増えていくように支援します。	継　続				地域住民 民生委員 自治会　等

3　サロン活動支援					
内　容	現　状				
サロン立ち上げの相談に応じ、活動資金を助成します。	地区別の高齢者サロン数は、松山 21、大岡 4、平野6、唐子 9、高坂 19、高坂丘陵 5、野本 10 です。				
取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
高齢者人口に比して少ない地域で重点的に立ち上げ支援をします。	継　続				市社協 社協支部

４　サロンを情報伝達・交換の場として活用					
内　容	現　状				
参加者や関係機関がサロンを積極的に活用し、安否確認、情報伝達・交換の場として活用します。	現在は、ボランティアや出前講座などをサロンとマッチングしています。				
取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
地域包括支援センターなどにサロンの情報を伝え、またサロンの場に介護予防等に有用な情報を伝えるなど情報伝達・交換の場として活用をしていきます。	調　整	実　施			地域包括支援センター 市社協

（２）地域包括ケアシステム構築に向け、関係機関をつなげ地域のニーズに応えます

市が推進する地域包括ケアシステムの構築に向けた動きと連動し、地域で必要とされる生活支援サービスの開発や充実に向けて支援します。

■取り組み内容

５　生活支援コーディネーターの配置					
内　容	現　状				
生活支援コーディネーターを配置し、地域包括ケアシステムの中の、生活支援・介護予防分野の充実に向けて支援します。	新規事業				
取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
東松山市の地域包括ケアシステムの介護予防・生活支援の仕組みの構築のため市と協働して取り組みます。	実　施				市社協 市

６　協議体の設置・運営

内　容	現　状
市内の生活支援・介護予防に関する様々な主体をつなぎ地域のニーズを把握するとともに、それに応えるサービスを創造します。	新規事業

取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
地域住民のほかＮＰＯ、事業者等の地域の助け合い活動の組織同士の連絡組織を立ち上げ、市内の生活支援サービスの充実強化を図ります。	調整	実　施			市社協 市 ボランティア NPO 事業者

基本目標２：支える・・・支え合いの地域をつくる

人々の日常生活や支え合い協力し合う活動を支援し、人々が自立と尊厳を保ちながら幸福を求める活動を支援します。

東松山市の地域福祉計画には、『地域の中で安心して暮らしていくためには、市民と地域の諸団体など、つながりのある様々な人々が互いに支え合い、ともに地域をよりよいものにしていくための具体的な行動をとることが重要です。（略）そこで、個人や地域の相互の支え合いや行政による公的サポートを通じて個人や地域諸団体の活動を支えるとともに、東松山市全体の地域福祉の基盤や環境づくりを図ることにより、地域福祉の推進に関わる活動を支える取り組み』をすると記されています。

地域福祉活動計画の基本目標２では、地域が目指すべき姿として、以下の目標を掲げます。

目指すべき姿	○一人ひとりの取り組みを地域の中で受け入れ、みんなで見守り支え合う風土がある ○地域の現状や問題点をみんなで共有し、地域でサポートする仕組みが整っている

地域の取り組みとしては、住民同士の具体的な支え合いをサポートする仕組みや事業の強化、ボランティア活動への支援、高齢者や子育て世帯の活動支援を行うとともに、生活困窮状態に陥った人の相談を受け、そのような状況からの脱却や自立に向けた本人の努力を支援します。

以下には社協事業による具体的取り組みを記載します。

（１）地域でのその人らしい自立した生活を支えます

住民同士が関わり合い、自らの健康維持や生きがいを見いだす活動を支える仕組みとして、支え合いサポート事業やシニアボランティアポイント制度を推進し、共助による生活支援サービスの活性化に図ります。

■取り組み内容

７　支え合いサポート事業の推進					
内　容	現　状				
地域を基盤とした支え合いの仕組みの一つとしての支え合いサポート事業を積極的にＰＲし、推進します。	26 年度は利用登録者 398 人、サポーター登録者 95 人、述べ活動時間は 2,318 時間でした。				
取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
特に支援の担い手であるサポーターの確保に力点をおいて事業の普及啓発に努めます。また、研修などを充実するなどサポーター支援を強化します。	継　続				市社協 市 ボランティア

８　シニアボランティアポイント制度※の推進					
内　容	現　状				
高齢者の介護予防や社会参加の機会としてシニアボランティアポイント制度を推進します。	26 年度は登録者 269 人、受け入れ先施設 83 カ所、交付金額は 497,000 円でした。				
取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
市と連携して高齢者介護事業者に事業の周知を図り、対象施設の拡大に努めます。	継　続				市社協 市 ボランティア

※ シニアボランティアポイント制度は、高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献や自身の介護予防に取り組むことを支援するために、活動実績に対してポイントを付与する制度です。

（２）社協支部を通じて地域住民に寄り添い、ともに地域の福祉を進めます

地区別プランの実現のために社協支部事業の見直しを図り、各地域のニーズに基づいた事業を地域住民、各機関・団体の協力を得て展開していきます。また、市社協は地区別プラン実現のための事業を支援します。

■取り組み内容

９　社協支部事業の見直しと推進					
内　容	現　状				
地域に密着した福祉課題の解決のために、社協支部や行政、他機関と協働して地域福祉を推進します。	各支部ごとに職員の複数担当制をとり、事務局機能を支援しています。役員会・実行委員会等を通して事業を企画・実施・運営を推進しています。				
取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
従来のイベント型事業に偏る傾向を見直し、地域住民自らが作成した地区別プランを反映した事業にも取り組みます。また、関係機関とも連携して地域の課題解決を進めます。	実　施				市社協 社協支部

１０　社協支部連携会議の開催					
内　容	現　状				
社協支部連携会議を定期開催することで、情報共有と支部の活性化を図ります。	各支部の情報共有のため、必要に応じて開催しています。				
取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
各支部の事業の共有だけでなく、地区別プランや地域課題への取り組みを共有し、福祉圏域での活性化を図ります。	実　施				市社協 社協支部

11　地区別プラン事業助成の実施

内　容	現　状				
地区別プランに基づく新規事業に取り組む場合、申請に基づいて助成します。	新規事業				
取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
地区別プランに基づいた事業を行う団体・組織に対して活動資金の一部を助成します。	実　施				市社協

基本目標３：育てる・・・地域福祉を支える担い手を育てる

市民に対して福祉に関する理解を広め、人々に地域の福祉ニーズを知らせるとともに、それに応えて活動する人々の養成や支援に努めます。

東松山市の地域福祉計画には、『地域の課題に気づき、自分でできることに取り組んでいきたいと思う人々に対して、必要とされる知識などを学ぶ機会を提供するとともに、地域福祉の推進のために必要となる専門的な人材の育成、地域での諸活動をリードするリーダーの育成、地域で活動する諸団体に対する支援などに取り組み、地域での活動を担う人材や団体の育成を図ることが重要となります。』と記されています。

地域福祉活動計画の基本目標３では、地域が目指すべき姿として以下の目標を掲げます。

目指すべき姿	○自分でできることに取り組んでいきたいと思う人々の活動を支える仕組みがある ○地域での諸活動をリードするリーダーが育ち、地域で活躍している ○福祉情報や研修などの情報が遅滞なく、多くの人に届いている

地域の取り組みとしては、福祉に関わる人々や団体等が様々な個人や団体の活動にアンテナを張り、つながりのある様々な人々からの情報を収集するとともに、情報を発信し、福祉教育や様々な地域福祉実践への理解を広める必要があります。また、社協では地域で特に必要とされている分野に関するボランティア講座などを開催したり、様々な主体が行っている研修などの情報をいろいろなメディアを活用して広く周知することによって人材の発掘や育成に努めます。

以下には、主に社協事業による具体的取り組みを記載します。

（１）地域の福祉ニーズを広く発信し、それに応える活動者を養成し支えます

様々な事業を通して、地域における多様な福祉課題やニーズを把握します。また、地域住民に対して情報を広く周知するとともに、必要とされているボランティア等の養成を行います。

■取り組み内容

１２　地域福祉及び社会福祉協議会に関する情報の広報・周知					
内　容	現　状				
広報誌、ホームページ、メールなどを通じて地域福祉に関する情報を積極的に発信します。	26 年度は広報誌年８回発行、ホームページ・メールマガジンは随時更新、発信。				
取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
インターネットやＳＮＳなどを最大限に活用して、より即時的で、より詳細な情報を積極的に発信します。	継　続				市社協

13　地域ニーズに応えるボランティア養成講座の開催					
内　容	現　状				
地域福祉を進める上で、必要とされる分野の活動を推進するため、ボランティア活動者を養成し、ボランティア活動の充実に努めます。	手話奉仕員講習会、精神保健福祉ボランティア養成講座、傾聴講座を実施。				
取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
ボランティア養成講座の実施に向けて、講座内容の検討をします。	継　続				市社協

14　生活支援サービスの担い手の養成					
内　容	現　状				
生活支援サービスの提供や主体形成を促すため、担い手の養成講座を開催します。	支え合いサポート事業やシニアボランティアポイント制度の活動者のスキルアップ研修を実施。				
取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
ボランティア同士の横のつながりを支援し、ボランティアが活動しやすい環境を整えるとともに、新たな担い手の発掘・養成に努めます。	継　続				市社協

（２）市民が福祉を身近なものとして感じ、理解できるよう働きかけます

福祉とは支援を必要としている高齢者や障害者などの一部の人のためだけのものではなく、生活する一人ひとり誰もが互いを認め合い、助け合っていく営みであることを理解し、体験し、実感できるように働きかけます。

■取り組み内容

15　福祉教育の推進					
内　容	現　状				
小・中学校や市民大学などの教育機関や各地域団体・ボランティアとともに福祉教育を実施します。	26 年度は、小学校６校、中学校１校、きらめき市民大学、大東文化大学、武蔵丘短期大学、東松山特別支援学校で実施。				
取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
今後は、社協支部や自治会、民生委員児童委員協議会など小地域福祉活動実践者向けにも福祉教育を実施していきます。	継　続				市社協 市 ボランティア

16　夏のボランティア体験事業の推進					
内　容	現　状				
気軽にボランティア体験ができる機会を提供し、子どもや市民の福祉活動への第１歩を促します。	26 年度は、７～９月の間に 78 メニューを企画し、381 名の参加。（参加者の約９割は中学生）				
取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
ボランティア活動の第１歩として、大人も気軽に取り組めるメニューも検討していきます。	継　続				市社協 事業者

17　共同募金活動の広報・推進

内　容	現　状
共同募金がどのように地域福祉に役立っているかを周知するとともに、共同募金への理解と協力を求めていきます。	赤い羽根募金（戸別募金、街頭募金、学校募金、職域募金、法人募金、個人大口募金）歳末たすけあい募金（戸別募金、街頭募金、職域募金、法人募金、個人大口募金）を実施。

取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
ホームページなどを通じて、共同募金が具体的にどのような事業に役立てられているかをわかりやすく伝えていきます。	継　続				県共同募金会 東松山市支会

基本目標４：守る・・・・市民が安心して暮らせる仕組みをつくる

市民生活の安心に不可欠な自立と尊厳と権利を守るために必要な仕組みづくりや支援に取り組みます。

東松山市の地域福祉計画には、『すべての住民にとって不可欠であり、個人の取り組みだけでは対応できない非常時の体制の整備、医療環境の向上、消費者トラブルや交通事故、事件などから住民を守る防犯体制の整備といったことについては、“公助”の取り組みとして、行政が中心となって取り組みを進めていきます。

防犯知識の普及や地域の自主防犯活動を推進し、消費者意識の啓発や情報提供体制の強化を図るとともに、相談体制の充実や関係機関との連携の強化を図る』と記されています。

地域福祉活動計画の基本目標４では、地域が目指すべき姿として以下の目標を掲げます。

目指すべき姿	○日ごろから互いに気づかい、助け、支え合っている ○地域と個人が相互に依存しあい、信頼関係を構築している ○みんなに守られているという地域での安心感がある

地域の取り組みとしては、日常生活の中での交流や地域の活動の中で、障害のある人や高齢者の尊厳を守ることを意識して行動します。障害のある人もない人も、若者も高齢者もお互いに関心を持ち、あいさつや声かけなどの自然で何気ない関係性が暮らしの安心感を醸成するものと考えられます。

以下には、社協事業による個人の権利を守る取り組みについて、また次世代の人々が自分の可能性を切り開いていくことを応援する事業について記載します。

（１） 高齢となり、障害があっても市民としての尊厳と権利を守ります

高齢や障害により、判断能力が不十分となっても個人の尊厳や権利が守られ、住み慣れた地域で自分らしく生活できるように支援します。

■取り組み内容

18　日常生活自立支援事業の推進

内　容	現　状
高齢や障害により判断能力が不十分ではあるが、契約能力は保たれている方の自立生活を支援します。	26 年度は、新規契約６件、契約終了６件、実契約件数 34 件。

取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
専門員及び生活支援員の資質向上のため、研修等に積極的に参加し、さらなる体制整備に向けて市との協議も継続します。	継　続				市社協 県社協

19　法人成年後見事業のさらなる推進

内　容	現　状
成年後見人制度が必要となった方で、他に後見人が見つからない場合、市社協が法人として後見人等を受任します。	現在は、日常生活自立支援事業利用者のうち、判断能力が著しく低下し、市長申立が行われた方を対象としている。

取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
今後、ニーズの増大が見込まれることから、対象枠の拡大に向けて、市と体制整備に努めていきます。	協　議		実　施		市社協 市 司法関係機関

20　成年後見センターの設置に向けた取り組み

内　容	現　状
成年後見制度が必要となった方の法人後見や市民後見人の養成などを実施するための検討をします。	新規事業

取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
体制整備に向けて市との協議を進めていきます。	協　議			実施予定	市 市社協 司法関係機関

（２） 生活困窮に陥っても、可能な限り自立した生活を続けられるよう支援します

生活困窮状態に陥っても可能な限り自立した生活を継続できるように、必要な資金や生活費の一時的な貸付や自立に向けた取り組みを支援します。

■取り組み内容

21　貸付事業等の相談と実施					
内　容	現　状				
自立生活を継続するための資金貸付等の相談に応じます。	26年度の相談件数207件、緊急小口資金貸付83件、埼玉県生活福祉資金２件、彩の国あんしんセーフティネット事業１件。				
取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
市が実施する生活困窮者自立支援事業や生活保護ケースワーカー、また社会貢献事業を進める事業者との連携を深めるため定期的連絡会議を実施します。	継　続				市社協 市 県社協 事業者

（３）大規模災害の発生時に、ボランティアの受け入れと調整を行います

台風、竜巻などによる風水害や地震などの災害が発生した場合、被災地では人々の生活を復旧し、支えるために災害ボランティアによる支援活動が大きな力を発揮します。市社協では市の災害対策本部との連携により災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け入れと調整を行います。

■取り組み内容

22　災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施					
内　容	現　状				
大規模災害が起こることを想定した実践的な訓練を毎年定期的に実施するとともに関係機関との連携の仕組みをつくります。	26 年度は、1 月 26、27 日に実施、延べ参加者数 84 人。				
取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
大規模広域な災害に備えて、より実践的な訓練を継続するとともに、市の担当課や他市町村行政や社協との共同訓練を実施します。	継　続				市社協 市 県社協 他市町村 他市町村社協

23　災害ボランティアセンターの設置運営					
内　容	現　状				
大規模災害が起こったときには災害対策本部と連携し、災害ボランティアセンターを設置運営します。					
取り組み	年次計画				実施主体
	H28	H29	H30	H31	
					市社協 市 県社協 ボランティア

２．地区別の活動展開

（１）松山地区

■松山地区における重点課題

① 高齢者の孤立を防ぐ
② 定年退職後の人の地域デビューを促す
③ 安心安全を感じとれる地域づくり

■重点課題の背景

松山地区は東松山市の中央にある地区で、市内総人口の約４割を占める市街地です。ここにおいても高齢化は急速に進行しており、単身高齢者や老夫婦世帯が急増しております。一般的に人は高齢化とともに新しい世界に加わり、新しい人間関係を結ぶことに次第に消極的になってしまい、周囲との関係も閉鎖的なものになりがちです。しかし、高齢になっても、まだまだ元気に地域とつながり、必要とされ、活躍していく生き方もあります。

また、近年は特に街中においても空き家・空き地などが目立つようになり、防犯・防災などの面でも不安要因が増加しつつあります。

このような地域状況を背景に、松山地区プランとしては、上記課題のベースにある共通の課題として、地域におけるコミュニケーションの活性化が重要であるという点に着目しました。

■取り組み目標

つながりあう地域
あいさつが飛び交うまちづくりを進めます

＜一人ひとりが取り組むこと＞

- 自らすすんで元気に笑顔であいさつしましょう。
- 家族や身近な人とあいさつを交わしましょう。
- 町内の人と声を掛け合い、顔見知りになりましょう。
- 町内の行事や防災訓練には、お互いに誘い合って参加しましょう。

＜地域の人々が助け合って取り組むこと＞

- 地区内の小学校、中学校、一般からあいさつ励行についての標語を募集し、優秀な作品は、表彰するとともに『あいさつが飛び交うまちづくり』のポスター、看板等に採用します。
- 標語を用いたポスター、看板等を作成するとともに、各町内の掲示板、集会場、通学路、商店街等を中心に設置します。
- 自治会町内会、学校並びに商工会とも連携し、特に通学路や商店街では、重点的にあいさつを励行します。それにより、地域のコミュニケーションの活性化と防犯意識の向上を図ります。

■実施手順

取り組み	年次計画				推進機関
	H28	H29	H30	H31	
あいさつが飛び交うまちづくりの標語募集	実　施				◇社協支部 ◇小・中学校 ◇自治会 ◇民生委員・児童委員協議会
標語を用いたポスター、看板の作成と設置	調　整	実　施			◇社協支部
通学路や商店街等での重点的なあいさつ励行	実　施				◇地域住民 ◇自治会 ◇商工会 ◇民生委員・児童委員協議会

■松山地区の概況

人口	39,595 人	高齢化率	22.5％

人口ピラミッド　（平成 26 年 1 月 1 日現在）

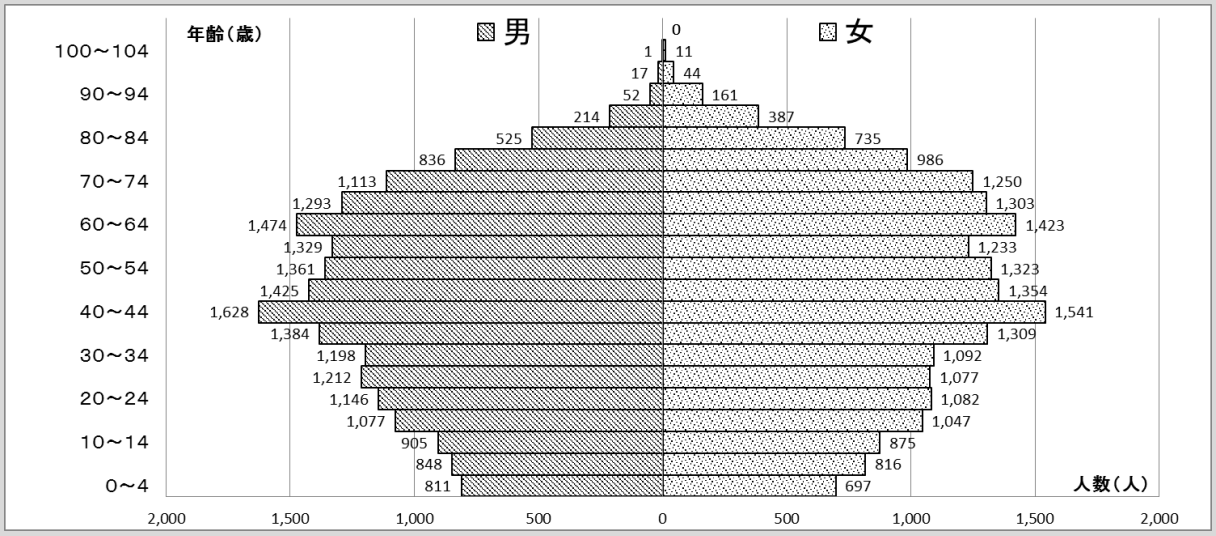

保健福祉等に関する社会資源

高齢者分野	居宅介護支援	11 事業所	通所介護	6 事業所
	訪問介護	10 事業所	グループホーム	3 事業所
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設			1 事業所
障害者分野	訪問系事業所	7 事業所	日中活動系事業所	5 事業所
	入所施設	0 事業所	グループホーム	15 事業所
子育て分野	保育所	3ヶ所　定員	225名（利用者数263名）	
	幼稚園	4ヶ所　定員	1，025名（利用者数527名）	
	放課後児童クラブ	6ヶ所　定員	315名（利用者数288名）	
その他資源	スポーツ施設	10施設	公園	55ヶ所（297,135.2 ㎡）
	民生委員・児童委員数	74人	病院・診療所	33施設

地域の指標

世帯数	17，093	高齢者世帯数	1，279
一人暮らし高齢者数	1，274	シニアクラブ設置数	28
自治会加入世帯数	11，773	シニアクラブ会員数	1，546
自治会加入率	68．9％	シルバー人材センター登録者	253

要介護（支援）認定者数	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
	232	197	273	240	196	141	127

障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	1，134	254	273

（２）平野地区

■平野地区における重点課題

① 高齢者の居場所づくり
② 子育ての相談をし合える場の提供
③ 情報発信の強化

■重点課題の背景

平野地区では、高齢化により地域の機能が弱まっていると感じている人もおり、地域内での交流が希薄化してくると想定されます。このことから、自身の趣味や特技を活かしながら、身近な場所で地域の人たちと交流できる場の整備が求められてきます。

また、子育て世帯においても、核家族化・ライフスタイルの多様化により、近隣で子育ての相談ができる場がなく、一人で悩みを抱えている方もいると思われます。そこで、地域で親子を支える機能の見直しを行う必要があります。

さらに、広報に目を通す機会のない方、くらしに関わる情報を得られる手立てが分からない方に対し、必要とする人に分かりやすく情報が行き届くための仕組みづくりの必要性が高まっています。

■取り組み目標

住民一人ひとりが地域とつながりを持とう

子育て世帯から高齢者世帯において、人や地域とのつながりが希薄しつつある中で、ひきこもり対策として外出する機会や人と関われる居場所の確保を目指します。

① 未就学園児とその保護者を対象にした「子育てサロンぶらんこ」に子育て相談を盛り込み、今後は地域の高齢者の方も気軽に参加できる世代間交流サロンへと展開する。
② 各地区の高齢者サロン同士の情報交換やニーズ把握を目的にサロンの代表者に集まってもらい連携会議を開催する。
③ 自治会と民生児童委員・主任児童委員との連携強化のため、意見交換会を開催する。

情報発信の強化

保育園・幼稚園、学校、自治会、平野市民活動センター等と連携し、生活に関する身近な情報発信に努めます。

＜一人ひとりが取り組むこと＞

・日ごろから近所の方にあいさつを心がけ、地域でのコミュニケーションを図ります。

＜地域の人々が助け合って取り組むこと＞

・平野地区内の教育・保健医療・イベント等の情報を各自が積極的に収集し、住民同士で声を掛け合い、参加の促進に努めます。

・平常時から、子どもから大人までの見守りに関心を持ちます。

＜社会福祉協議会平野支部が取り組むこと＞

・ぶらんこに高齢者の方が参加しやすい事業となるよう適宜検討を行います。

・関係機関が連携しやすいよう、話し合いの場を設けます。

■実施手順

取り組み	内容	年次計画				推進機関
		H28	H29	H30	H31	
ぶらんこの内容検討	“ぶらんこ”に高齢者も参加できる内容を適宜検討します。	検討	見直し	見直し	見直し	◇社協支部 ◇自治会 ◇ボランティア ◇各種団体等
世代間交流ぶらんこの開催	開催。	検討	１回	２回	３回	◇社協支部 ◇ボランティア ◇市民活動センター等
情報発信の拡大	他の団体と連携し、効果的な情報配信を行います。	検討	準備	実施		◇社協支部 ◇市民活動センター ◇民生委員・児童委員協議会 ◇自治会 ◇学校等

■平野地区の概況

人口	9,770 人	高齢化率	23.8%

人口ピラミッド　（平成 26 年 1 月 1 日現在）

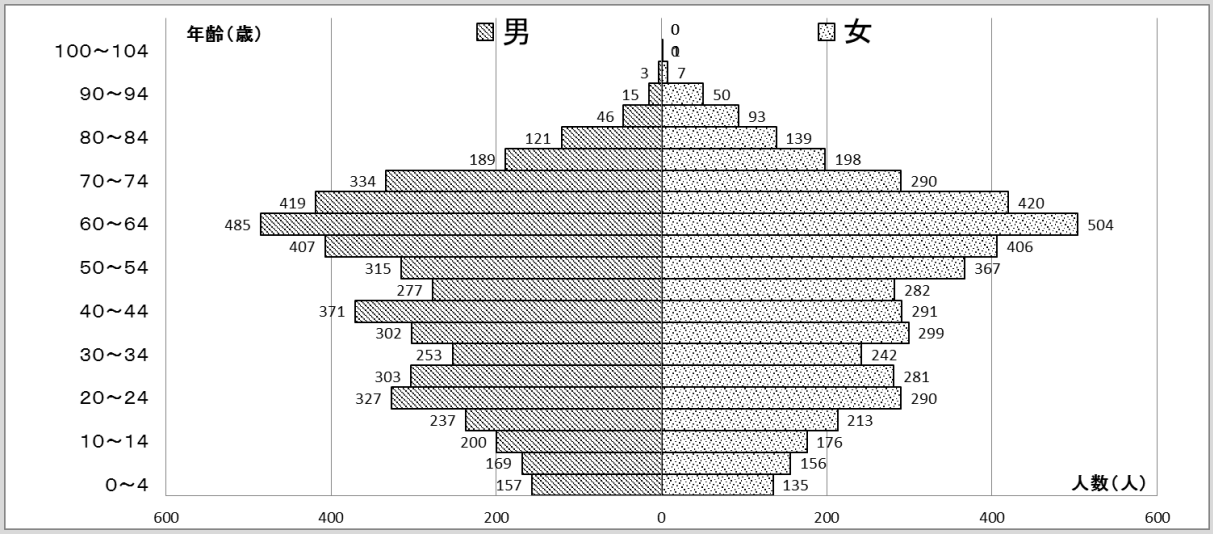

保健福祉等に関する社会資源

高齢者分野	居宅介護支援	０事業所	通所介護	２事業所
	訪問介護	２事業所	グループホーム	２事業所
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設			０事業所
障害者分野	訪問系事業所	０事業所	日中活動系事業所	０事業所
	入所施設	０事業所	グループホーム	３事業所
子育て分野	保育所	１ヶ所	定員　６０名（利用者数　７１名）	
	幼稚園	１ヶ所	定員　２７０名（利用者数　１５０名）	
	放課後児童クラブ	１ヶ所	定員　７０名（利用者数　６２名）	
その他資源	スポーツ施設	１施設	公園	９ヶ所（48006.0 ㎡）
	民生委員・児童委員数	１５人	病院・診療所	５施設

地域の指標

世帯数	３，９４０	高齢者世帯数	２９８
一人暮らし高齢者数	２０３	シニアクラブ設置数	７
自治会加入世帯数	２，９８３	シニアクラブ会員数	４０９
自治会加入率	７５．７%	シルバー人材センター登録者	１００

要介護（支援）認定者数	支援１	支援２	介護１	介護２	介護３	介護４	介護５
	６３	４８	５５	６１	５３	３７	３０

障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	２７７	６８	７４

（３）大岡地区

■大岡地区の重点課題

①　少子高齢化による地域での孤立を防ぐ、世代間相互交流の拠点づくり
②　支えられる側の増加、支える側の高齢化による地域活動の再点検

■重点課題の背景

大岡地区は、豊かな自然に育まれた、温厚な情味が通い合うことを特性とする人々の居住地域ですが、団塊世代が 75 歳に達する 2025 年には、高齢化率 40％以上になることが予想されています。

この状況は、支えられる側はもちろんですが、支える側も高齢化することにより「支える力」も弱くなっていきます。このような地域特性がある中で、将来にわたり持続的、発展的な地域とするため、課題となっていることを整理し、以下の重点項目を定めます。

■取り組み目標

重点項目１：大岡地区コミュニティ中核拠点について

大岡地区に居住する人々の世代間相互の交流や活動ができ、地域の様々な課題が解決できるような取り組みを行います。

＜一人ひとりが取り組むこと＞

- 地域コミュニティ活動や自治会活動に積極的に参加する。
- 近隣の付き合いを高め、相談相手をつくる。
- 新たな施設が地域の拠点になるよう建設的な意見を出していく。

＜地域の人々が助け合って取り組むこと＞

- シニアサロン、子育てサロンなどの居場所づくりに協力する。
- 憩い、健康づくりの場をつくる。
- ３世代交流が可能となる取り組みを行う。
- 新たな施設の運営が円滑に進むよう積極的に協力していく。

重点項目２：既存組織、既にあるシステムの再点検

地域の話し合いの中で、少子高齢化が顕著な地域であるため、地域活動を支える人たちの高齢化も進んでおり、自治会の役員やその他の活動の担い手不足が課題として上がりました。

大岡地区の良さは、地域一体となったまとまりがあるところですが、今後の地域状況を考えると、今まで行ってきた行事などの点検等を行い、持続的、発展的な地域にしていく必要があります。

＜一人ひとりが取り組むこと＞

- 地域コミュニティ活動や自治会活動に積極的に参加する。
- 近隣の付き合いを高め、相談相手をつくる。

＜地域の人々が助け合って取り組むこと＞

- 各種団体等、既存組織の活用のあり方、行事などの検討を行う。
- 自治会を中心に地域が連携する体制をつくる。
- 区長会と民生委員の情報交換定例会を行う。

■実施手順

取り組み	年次計画				推進機関
	H28	H29	H30	H31	
大岡地区コミュニティ中核拠点	検　　討		実　　施		◇地域住民 ◇市 ◇社協支部 ◇ボランティア
既存組織、既にあるシステムの再点検	検　　討		実　　施		◇社協支部 ◇自治会 ◇民生委員・児童委員協議会 ◇ボランティア ◇各種団体等

■大岡地区の概況

人口	3,782 人	高齢化率	29.5%

人口ピラミッド　（平成 26 年 1 月 1 日現在）

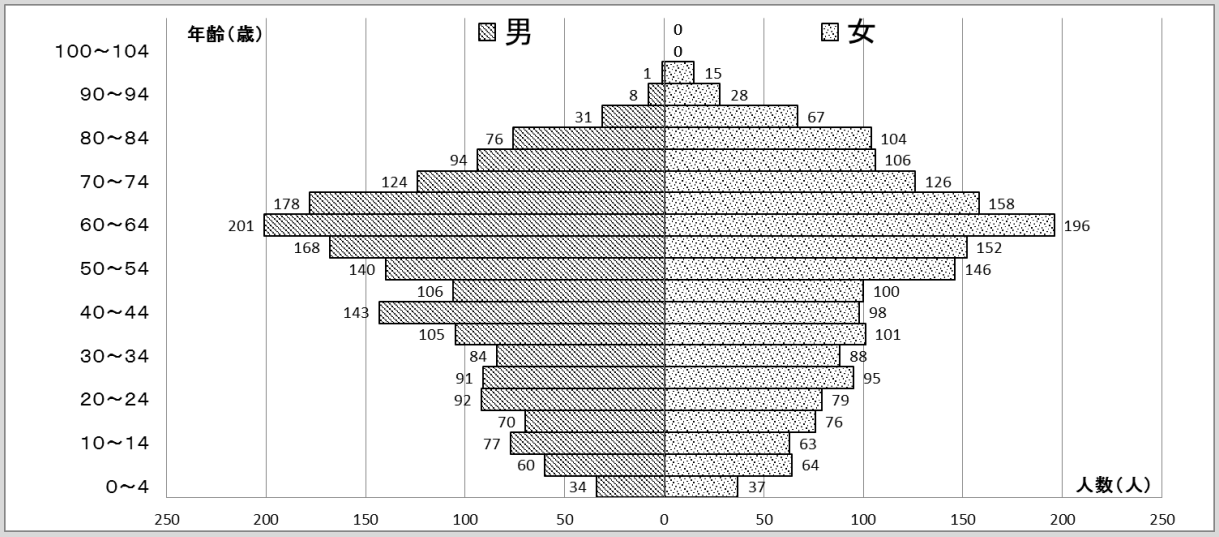

保健福祉等に関する社会資源

高齢者分野	居宅介護支援	３事業所	通所介護	２事業所
	訪問介護	１事業所	グループホーム	０事業所
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設			１事業所
障害者分野	訪問系事業所	０事業所	日中活動系事業所	３事業所
	入所施設	２事業所	グループホーム	１事業所
子育て分野	保育所	１ヶ所　定員　６０名（利用者数　６７名）		
	幼稚園	０ヶ所　定員　０名（利用者数　０名）		
	放課後児童クラブ	１ヶ所　定員　２１名（利用者数　１９名）		
その他資源	スポーツ施設	１施設	公園	３ヶ所（55795.0 ㎡）
	民生委員・児童委員数	８人	病院・診療所	３施設

地域の指標

世帯数	１，６２４	高齢者世帯数	１２１
一人暮らし高齢者数	８９	シニアクラブ設置数	５
自治会加入世帯数	１，０１９	シニアクラブ会員数	３１３
自治会加入率	６２．７%	シルバー人材センター登録者	３３

要介護（支援）認定者数	支援１	支援２	介護１	介護２	介護３	介護４	介護５
	１９	１９	２５	３６	３０	４０	３１

障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	１４４	４２	４３

（４）唐子地区

■唐子地区の重点課題

① 地域行事等への参加の促進
② 孤立化の防止と見守る仕組みの構築
③ 自治会役員や民生委員などの成り手不足の解消

■重点課題の背景

唐子地区は、都幾川を中心に田畑が広がっており、自然豊かな地域であると同時に、工業団地や丸木美術館などを有する、産業と文化施設が調和した地域です。

唐子地区は、三世代同居世帯が多い地域でもありますが、地区住民の高齢化が進み、自治会や民生委員などの役員の引き受け手が減少しています。地域活動も縮小傾向にあり、地区住民が集い、触れ合える機会が減っています。

地域の行事やふれあいきらめきサロンに参加しない若者や高齢者が増えているため、地域から孤立している高齢者や障害者、子育て世帯が集まれる場や見守る仕組みが必要と考えます。

これまで培ってきたご近所同士のつながりの大切さを再認識し、住民一人ひとりが取り組むこと、自治会や民生委員、社協支部などの団体が取り組むことなど、新たな仕組みを作ることが大切であると感じました。

■取り組みの方向性

＜一人ひとりが取り組むこと＞

- 住民一人ひとりが自治会などの住民組織に関心を持ち、地域に溶け込む努力をします。
- 日ごろからウォーキングをするなど健康の増進に努めます。
- 回覧板を回すときは、直接渡してご近所さんとの絆を深めます。

＜地域の人々が助け合って取り組むこと＞

- 自治会役員を引き受けられないがために自治会を抜けてしまう方の支援を行います。
- 地域の行事や自治会活動などに参加するときは、お互いに誘い合い、乗り合わせて参加します。
- 地域の方たちが集い、触れ合える場となる、お祭りや伝統芸能、ふれあいきらめきサロンを推進します。

＜社会福祉協議会唐子支部が取り組むこと＞

- 様々な団体のネットワーク化に努め、効果的にイベントや事業を実施し、効率よく団体事務が行えるように支援をします。
- 小地域活動が継続できるよう支援をします。

■実施手順

取り組み	内容	年次計画				推進機関
		H28	H29	H30	H31	
サロンなどの居場所づくりの推進	高齢者や子育て世帯、障害者、３世代が交流できる居場所作りを推進します。	検討	実施			◇民生委員・児童委員協議会 ◇自治会 ◇当事者団体 ◇ボランティア ◇サロン ◇社協支部
一人暮らし高齢者やひきこもり家庭への見守りの実施	ひきこもり世帯や一人暮らし高齢者世帯を訪問して見守りを行い、地域社会とのつながりを築きます。	検討	実施			◇民生委員・児童委員協議会 ◇自治会 ◇社協支部 ◇地域住民
回覧板声かけ運動の実施	回覧板を回すときには、直接渡して、ご近所さんとの絆を深めます	検討	実施			◇地域住民 ◇自治会
支え合いサポート事業の活性化	地域の助け合いを推進するため、支え合いサポート事業を積極的に活用します。	周知 検討		実施		◇地域住民 ◇自治会 ◇社協支部

■唐子地区の概況

人口	9,356 人	高齢化率	26.0%

人口ピラミッド　（平成 26 年 1 月 1 日現在）

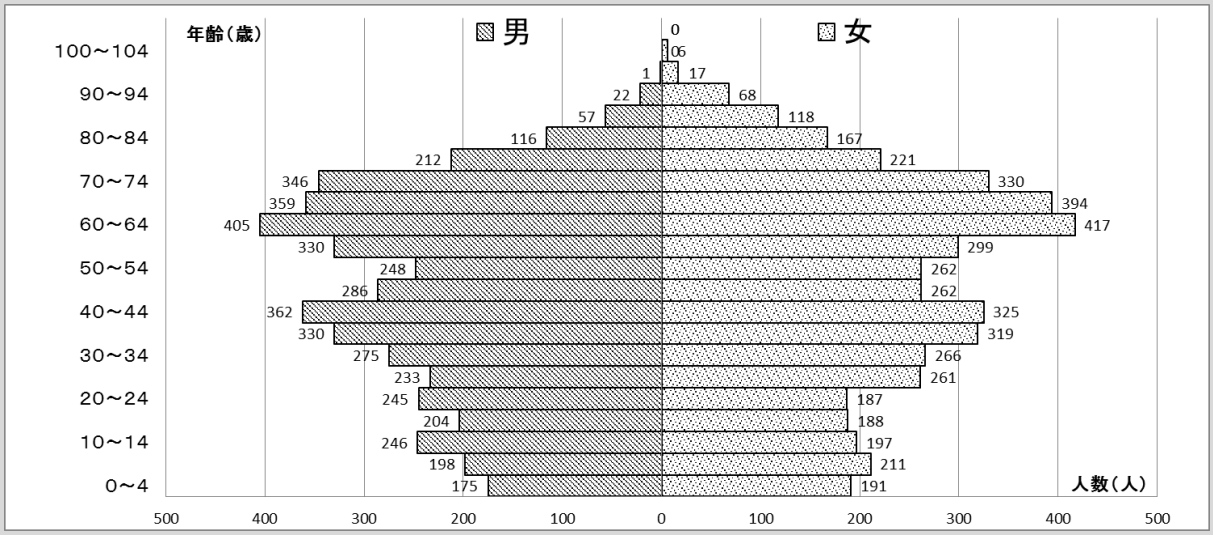

保健福祉等に関する社会資源

高齢者分野	居宅介護支援	４事業所	通所介護	５事業所
	訪問介護	５事業所	グループホーム	１事業所
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設			１事業所
障害者分野	訪問系事業所	２事業所	日中活動系事業所	１事業所
	入所施設	０事業所	グループホーム	２事業所
子育て分野	保育所	２ヶ所　定員　１５０名（利用者数　１６９名）		
	幼稚園	１ヶ所　定員　１０５名（利用者数　89 名）		
	放課後児童クラブ	２ヶ所　定員　１４２名（利用者数　１４３名）		
その他資源	スポーツ施設	６施設	公園	２２ヶ所（173,396.0 ㎡）
	民生委員・児童委員数	１７人	病院・診療所	６施設

地域の指標

世帯数	３，５４５	高齢者世帯数	２２６
一人暮らし高齢者数	２１０	シニアクラブ設置数	１０
自治会加入世帯数	２，７５０	シニアクラブ会員数	６７４
自治会加入率	７７．６％	シルバー人材センター登録者	８０

要介護（支援）認定者数	支援１	支援２	介護１	介護２	介護３	介護４	介護５
	５４	６１	６５	５１	５６	５１	５０

障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	３２７	５３	４３

（５）高坂地区

■高坂地区の重点課題

① 地区のつながりの維持と新たなつながりの再構築
② 地区における高齢者や子どもの見守り

■重点課題の背景

高坂地区は中央に高坂駅があり、比較的公共交通等の便がよい地区です。近年は駅の東側に新しい住宅地と大型店舗の進出が進んでおり、近郊には診療所なども充実しています。古くからこの地区に住む人々のつながりは強く、高齢者のサロン活動などはたいへん充実した地区でもあります。

また、市内でも目立って子どもが増加している地区であり、登下校時の見守り活動なども早くから取り組まれてきました。

このような状況の中、この地区では古くからある良き伝統や人々のつながりを守りながら、若い世代や新しい住民とも協働した新たなまちづくりを模索する必要があります。

■取り組み目標

とこしえの伝統文化の継承と文化創造のまちづくり

＜一人ひとりが取り組むこと＞

私は…

- 自治会や子ども会の活動に積極的に参加します。
- 地区行事にはお互い誘い合って参加します。
- 地区内の高齢者や子どもとあいさつを交わし合い、顔見知りになります。

＜地域の人々が助け合って取り組むこと＞

- 高坂地区の行事等の情報を共有するため、年間行事一覧表を作成し各世帯に配布します。
- 高齢者の孤立を防止するため、特に一人暮らし高齢者には訪問によってサロン等への声かけをします。
- 各地区の祭りなどの昔からの行事に子どもを積極的に受け入れます。

■実施手順

取り組み	年次計画				推進機関
	H28	H29	H30	H31	
高坂地区行事の一覧表の作成・配布	調査と調整	実　　施			◇社協支部 ◇市民活動センター ◇自治会
訪問による一人暮らし高齢者へサロンへの声かけ	実　　施				◇ボランティア ◇民生委員・児童委員協議会 ◇自治会
地域行事への子どもの積極的受け入れ	実　　施				◇自治会 ◇子ども会 ◇PTA

■高坂地区の概況

人口	11,719 人	高齢化率	20.9%

人口ピラミッド　（平成 26 年 1 月 1 日現在）

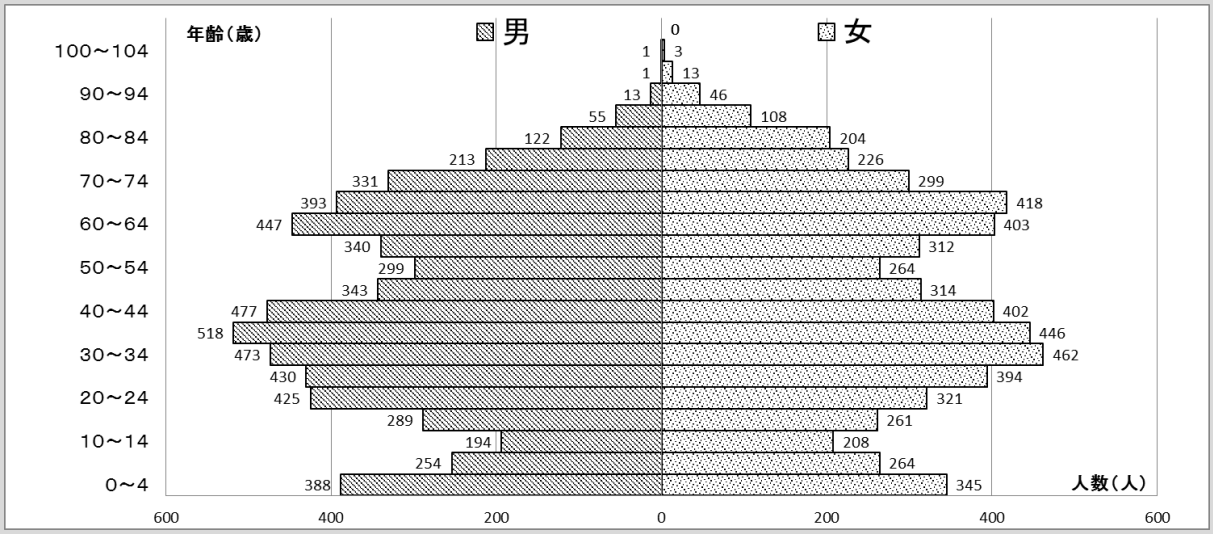

保健福祉等に関する社会資源

高齢者分野	居宅介護支援	３事業所	通所介護	５事業所
	訪問介護	３事業所	グループホーム	１事業所
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設			１事業所
障害者分野	訪問系事業所	３事業所	日中活動系事業所	０事業所
	入所施設	１事業所	グループホーム	０事業所
子育て分野	保育所	２ヶ所　定員　１５０名（利用者数　１６９名）		
	幼稚園	１ヶ所　定員　２８０名（利用者数　３３１名）		
	放課後児童クラブ	１ヶ所　定員　７０名（利用者数　７０名）		
その他資源	スポーツ施設	４施設	公園	25 ヶ所（485,686.5 ㎡）
	民生委員・児童委員数	１４人	病院・診療所	１３施設

地域の指標

世帯数	４，９６７	高齢者世帯数	３２２
一人暮らし高齢者数	２１７	シニアクラブ設置数	１５
自治会加入世帯数	２，９０２	シニアクラブ会員数	８３１
自治会加入率	５８．４%	シルバー人材センター登録者	８３

要介護（支援）認定者数	支援１	支援２	介護１	介護２	介護３	介護４	介護５
	６１	６０	６８	７３	４５	５１	３０

障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	３１１	６７	４９

（６）高坂丘陵地区

■高坂丘陵地区の重点課題

①　自助・共助・公助の各分野での顔の見える関係作り
②　自助・共助・公助の各分野での仕組みと事業の見直し

■重点課題の背景

今回、高坂丘陵地区の活動計画作成のため、地域住民の声をできるだけ広く多く聞かせていただけるよう、地域内で活動されている様々な団体・組織のうち、日常的に住民とのつながりや福祉的機能が強いと思われる分野の関係者に 494 件のアンケートやヒアリングをお願いし、433 件の回答をいただきました。（Ｐ97 資料参照）

寄せられたアンケートやヒアリングを分析する中で、日ごろから顔の見える関係づくりの重要性については、子どもから大人まで共通した意見として認識されていることが浮き彫りになりました。当地区がベッドタウンとして発展してきたために、独自の地縁ネットワークを形成しにくかったこと、地域への愛着が乏しく、地域的つながりの必要性が高まらなかったことから、老人会や子ども会などが発展できなかったことの一因と考えている人もいるようです。

一方、Ｐ66 のデータから見える高坂丘陵地区の問題点は人口年齢バランスの偏りが大きく、市内でもっとも高齢者世帯数の割合が高いにも関わらず、地域内にグループホームやデイサービスといった保健福祉に関する社会資源がないことです。そのため、災害発生時の緊急避難や地域の中で最期まで暮らせるのかという将来にわたっての不安をいだかせる原因にもつながっているようです。

このような現状から見ると、この地区への移住第１世代である住民の多くが 65 歳を迎えつつある中で、急激な高齢化に対する不安と第２世代への継承の困難さを感じる人が増えてくると思われます。そして、これからの各自のライフスタイルのあり方やご近所付き合いのあり方、さらには自治会や既存の地域活動団体の事業内容や連携のあり方について、果たしてこのままで良いのか、自分たちの地域をどうしていくべきかを考え、声を上げ始めたと言えるのではないでしょうか。

■取り組みの方向性

高坂丘陵地区プラン作成部会では、今回寄せていただいたアンケートやヒアリングから、多くの方が気になっていることやそのままにしておけないと感じていることなどを明確にして、自助、共助、公助に仕分け、それらの緊急度（重要度）を検討するため、協議を７回、ワーキングを３回行いました。（Ｐ96 資料参照）

今回の高坂丘陵地区の第１次計画では、こうした地域福祉に関わる現状についての周知・理解を地域全体に広げていきます。そしてこの先５年、10 年の高坂丘陵地区を愛着ある故郷にしていけるよう、一人ひとりが自らの生活を振り返り、さらに地域で行われている様々な取り組みを見つめ直し、声をあげられる環境づくりを進めていく必要があります。

第１次の年次計画となる実施手順（P64）では、寄せていただいた意見や問題意識の中から緊急度（重要度）の高いものを表中に示すことで、できるだけ具体的に取り組みの背景がわかるようにしました。

◇公助への働きかけ

この地域福祉活動計画地区別プランは住民による住民のための具体的な行動計画であり、作って完成ではありません。新たな仕組みを模索するためには地域で活動する様々な団体が自らの組織と事業の見直しと点検を行い、連携と協働を一歩ずつ着実に進めていくことになります。

このような取り組みを進める中で、様々な意見や新たな問題点などが発生し、住民同士の協働で解決に向かうもの、行政との協働（※）で解決に向かうものや行政でないと解決が難しいことなども明らかになって来ると思われます。

そうした場合には、それぞれの団体が個別に動くのではなく、地域の声を集約し、必要に応じて行政等に提案していける仕組みづくりを目指します。

※行政との協働とは、「地域ぐるみ」福祉活動とその活動に対する行政支援による地域福祉の推進を指します【参照：地域福祉活動計画４ページ「自助」「共助」「公助」のイメージ（「東松山市地域福祉計画」より）】。

■実施手順

取り組み	アンケート等から抽出された意見、問題意識	年次計画				推進機関
		H28	H29	H30	H31	
計画の周知と PDCA サイクル（※）による実行（連絡、報告、相談の徹底）	顔の見える関係づくり、自助・共助・公助のしくみづくり ●自治会（連合会）に関心を持つ ●自治会脱退者が増えている(負担感が高い) ●自治会役員の任期や役割の見直しが必要 ●住民が協議して自治会の区分けや役員数の見直しを ●男性が地域活動に出てこない ●行政の取り組みが見えづらい	周知				◇地区別プラン作成部会 ◇市社協 ◇社協支部 ◇自治会連合会 ◇ハートピアまちづくり協議会 等
※PDCA サイクルとは段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法。 詳細はＰ74 を参照してください。						
既存事業等の見直し	各団体の役割等の見直し ●地域デビューと自治会サポーターの仕組み ●自治会と民生委員の互助システムについて詰めが必要 ●ハートピアまちづくり協議会とは何？ ●地縁組織とやりたい人が協働できる仕組み ●行ってみようと思う行事になっていない ●若者が地域行事に出てこない ●災害時の対応(平時からつながらないと無理)					◇自治会連合会 ◇ハートピアまちづくり協議会 ◇社協支部 ◇民生委員・児童委員協議会　等
各種団体等との連携強化	協働・共創の推進 ●新たに福祉の推進部門を創出 ●高齢者・単身者の見守り ●地域の見守りの仕組みづくりが必要 ●ふれあい、寄り合いの場の増設。既存施設の活用 ●放課後に子ども教室があるといい ●子どもを一時的に預けられる場がほしい ●特にシニア・子どものたまり場、子どもと一緒の居場所づくり ●気軽に集える場が欲しい。若者や年齢問わず独居者の交流の場が必要 ●各サークルが年１回でも地域貢献してはどうか ●サロン運営の後継者がいない					◇行政 ◇市民活動センター ◇自治会連合会 ◇ハートピアまちづくり協議会 ◇社協支部 ◇サロン ◇団体 ◇ＮＰＯ ◇民生委員・児童委員協議会　等

取り組み	アンケート等から抽出された意見、問題意識	年次計画				推進機関
		H28	H29	H30	H31	
丘陵型生活スタイルの提案	情報関連、活動拠点に関する意見・問題意識 及び見守りシステム関連 ●頼み事はできるが困りごとは相談できない ●地域のことは聞けるが個人的な相談は出来ない ●もっと丘陵ねっとを有効活用するといい ●住民一人が丘陵ねっとを活用する ●回覧・配布物が年々増えているが、繁雑。必要な人に情報が届かない。 ●情報が多い割に必要な人に届かない ●市民活動センターに自由に使えるタブレットなどがあるといい（館内で貸出等） ●旧緑山小、桜山小、白山中を地域活動に活用させてほしい ●健康づくりの場を増やす（ボランタリーな単位で取り組める方法や色んな実施方法） ●市民活動センターにサークルと地域を結びつける機能が必要 ●活動センターの役割とは何？ ●市民活動センターに窓口・相談機能が必要 ●留守は頼めるが具合が悪いときに頼める人は少ない ●将来にわたって利便性に不安を感じる人は多い ●子育て世代がもっと増えて欲しい ●母校として愛着のある人が少ない ●学校と地域をつなぐ人の輪が弱い	→				◇行政 ◇市民活動センター ◇自治会連合会 ◇ハートピアまちづくり協議会 ◇社協支部 ◇サロン ◇ＮＰＯ ◇民生委員・児童委員協議会　等
行政との連携・協働	柔軟な連携・協働の仕組みづくり ●空き家が増えている（防犯上も課題） ●空き家の活用（自治会で借用、行政が補助する仕組みなど） ●近所のスーパーに宅配してほしい ●高齢者が住みよい街にしてほしい ●高齢者がひとりでも暮らせるまちづくり ●外の人が移り住みたくなる制度の創出	→				◇行政 ◇市民活動センター ◇自治会連合会 ハートピアまちづくり協議会 ◇社協支部 ◇サロン ◇ＮＰＯ ◇民生委員・児童委員協議会　等

■高坂丘陵地区の概況

人口	5,262 人	高齢化率	25.1%

人口ピラミッド　（平成 26 年 1 月 1 日現在）

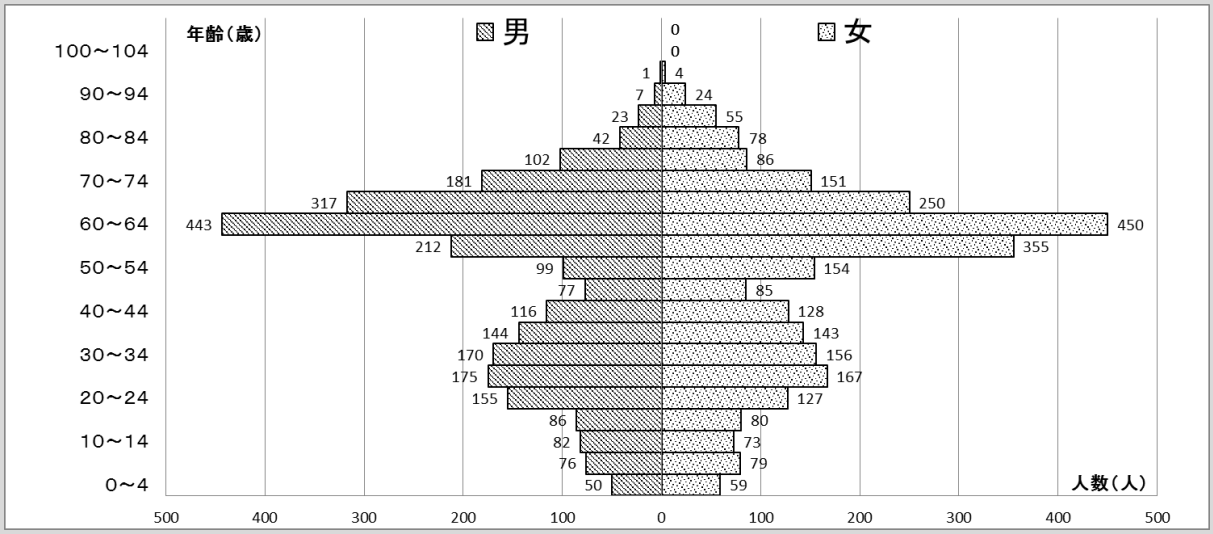

保健福祉等に関する社会資源

高齢者分野	居宅介護支援	１事業所	通所介護	０事業所
	訪問介護	０事業所	グループホーム	０事業所
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設			０事業所
障害者分野	訪問系事業所	１事業所	日中活動系事業所	０事業所
	入所施設	１事業所	グループホーム	０事業所
子育て分野	保育所	０ヶ所　定員　０名（利用者数　０名）		
	幼稚園	０ヶ所　定員　０名（利用者数　０名）		
	放課後児童クラブ	１ヶ所　定員　４３名（利用者数　４４名）		
その他資源	スポーツ施設	２施設	公園	20 ヶ所（232,233.0 ㎡）
	民生委員・児童委員数	１１人	病院・診療所	１施設

地域の指標

世帯数	2，070	高齢者世帯数	232
一人暮らし高齢者数	112	シニアクラブ設置数	1
自治会加入世帯数	1，864	シニアクラブ会員数	28
自治会加入率	90．0%	シルバー人材センター登録者	44

要介護（支援）認定者数	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
	35	17	25	28	20	26	12

障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	128	13	28

（７）野本地区

■野本地区の重点課題

① あいさつをきっかけに、地域の行事等に参加し交流を図る
② 高齢者や子どもの見守り活動を推進する

■重点課題の背景

野本地区は市の南東部に位置し、国道が通っており自動車でのアクセスが良い地域です。地域は古くから農業が盛んで田園風景が広がっていますが、農業後継者不足や荒地などの課題があります。一方で、地区内には新たな農産物直売所ができたことから、農業の活性化が図られつつあります。また、他地区と比べると三世代同居世帯も多く、家族で支え合って生活している様子もうかがえます。

今回、地区別プランを作成するに当たり、地域の各種団体の方々に集まっていただき座談会の開催や子育てサロンでお母さん方への聞き取りを行いました。その中では、あいさつが少なく地域での声がけや近所付き合いをはじめとした交流が希薄となっているため、地域交流のきっかけとして、地域の行事や昔から伝承されているお祭りなどを活用して世代を超えた顔の見える関係づくりを深めていきたいと感じている人が多くいました。

また、高齢者や子どもたちの見守りについても関心が高く、高齢者については気軽に集える場をつくること、子どもについては世代を超え互いの顔がみえる関係づくりが必要であるという声がいくつも聞こえてきています。

■取り組み目標

＜一人ひとりが取り組むこと＞

- 家庭の中であいさつをします。
- 隣近所に積極的にあいさつし、コミュニケーションを図ります。
- 隣近所と声をかけ合い、地域の行事やお祭りに参加し盛り上げます。

＜地域の人々が助け合って取り組むこと＞

- 見守り隊と子どもたちをつなぐ場を持ちます。
- 高齢者の居場所づくりを進め、孤立しない地域づくりをします。

＜社会福祉協議会野本支部が取り組むこと＞

- 地域住民が交流できる居場所づくりを推進するため、サロン等の立ち上げ支援や情報発信を行います。

■実施手順

取り組み	年次計画				推進機関
	H28	H29	H30	H31	
「あいさつ」をきっかけとした地域での交流の推進	検　討	実　施			◇地域住民 ◇社協支部 ◇市民活動センター　他
子ども見守り活動の推進	検　討	実　施			◇地域住民 ◇社協支部 ◇市民活動センター　他
各地区伝統行事の周知	検　討	実　施			◇地域住民 ◇社協支部 ◇市民活動センター　他
高齢者の居場所づくり（サロン等）	検　討	実　施			◇地域住民 ◇社協支部　他

野本地区プラン作成部会を中心にとりまとめたこのプランの実現に向け、野本地区プラン推進委員会（仮称）を立ち上げ推進していく予定です。

■野本地区の概況

人口	9,865 人	高齢化率	25.7%

人口ピラミッド　（平成 26 年 1 月 1 日現在）

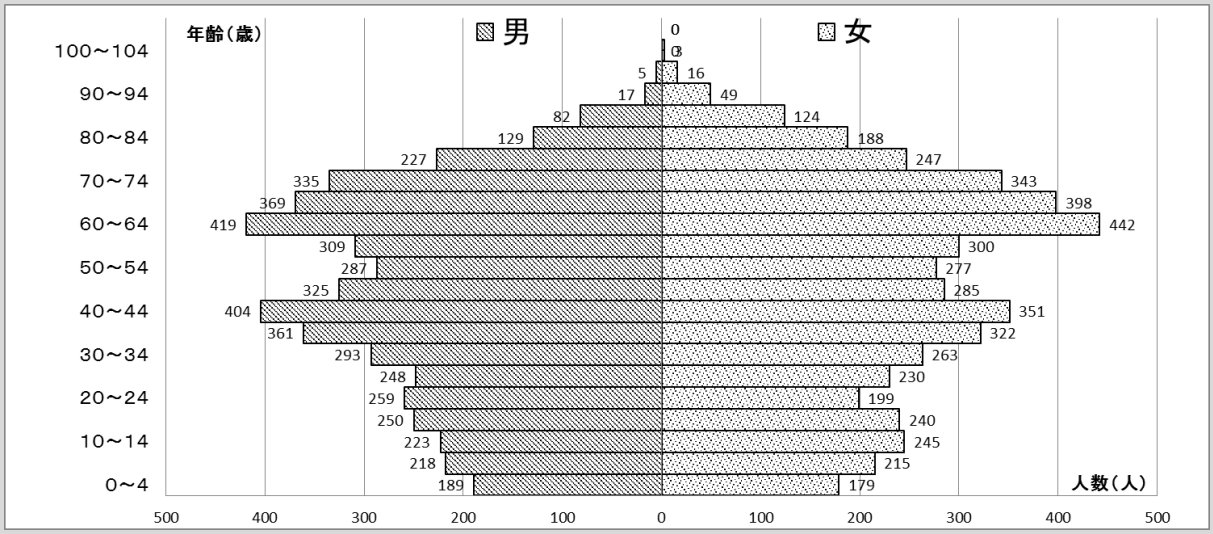

保健福祉等に関する社会資源

高齢者分野	居宅介護支援	２事業所	通所介護	３事業所
	訪問介護	１事業所	グループホーム	１事業所
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設			１事業所
障害者分野	訪問系事業所	０事業所	日中活動系事業所	１事業所
	入所施設	０事業所	グループホーム	１事業所
子育て分野	保育所	３ヶ所　定員　３４０名（利用者数　３６１名）		
	幼稚園	１ヶ所　定員　２８０名（利用者数　２６２名）		
	放課後児童クラブ	１ヶ所　定員　２８名（利用者数　３４名）		
その他資源	スポーツ施設	１施設	公園	11 ヶ所（13,773.0 ㎡）
	民生委員・児童委員数	１７人	病院・診療所	７施設

地域の指標

世帯数	３，７７５	高齢者世帯数	３０７
一人暮らし高齢者数	２１１	シニアクラブ設置数	１３
自治会加入世帯数	２，７６９	シニアクラブ会員数	８８８
自治会加入率	７３．４％	シルバー人材センター登録者	７７

要介護（支援）認定者数	支援１	支援２	介護１	介護２	介護３	介護４	介護５
	４６	５８	６３	５８	４７	３７	３６

障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	２７７	６８	７４

第５章　地域福祉活動計画の推進体制

１．計画の周知及び活動の推進
２．関係機関等との連携協働
３．住民が主役となる福祉の推進
４．地域福祉活動計画の実施状況の点検・評価

１．計画の周知及び活動の推進

本計画は、地域福祉に係る関係者をはじめ、多くの地域住民の理解・協力が重要であることから、ホームページをはじめとしたインターネットによるコミュニケーションツールや様々な媒体の活用を図り、また、福祉関係団体等と協力して広く地域住民に知らせていきます。

また、地域福祉についての関心を高め、地域福祉を知ってもらうためには、一つひとつの取り組みで実績を積み重ね、情報としてだけでなく、実感として理解することが重要であるため、地域福祉活動の一つひとつが認知度の向上に結び付く活動であると認識した取り組みを行っていきます。

さらに、地域福祉とは何か、地域における課題や問題点等について分かりやすく知らせていくことが、共助を進めていく上での体制構築に重要であるとの観点から、情報収集と情報提供に積極的に努めていきます。

２．関係機関等との連携協働

地域住民が住み慣れた環境で、安心して幸福に暮らしていくためには、行政機関や福祉関連団体などが相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

そのために、地域福祉計画において示されている東松山市の地域福祉総合推進体制の構築に向け、市と連携して取り組みます。小地域での様々な困りごとを受け止め、適切な機関につなげつつ、関係機関のネットワーク化や協議の場を設けるなど、問題解決の仕組みづくりを市や関係機関とともに取り組みます。

３．住民が主役となる福祉の推進

地域福祉を進めるためには、多種多様な福祉課題に柔軟に対応できるように、住民一人ひとりの自発的な取り組みに対して、地域が積極的に支援を行っていくことが重要です。そのためには、住民一人ひとりが福祉サービスなどの利用者、対象者というだけの立場から、地域福祉の主体へと立場をシフトしなければならないということについて、すべての住民に理解してもらうことが必要です。自助・共助・公助の取り組みが個々の課題に対して適切に組み合わされることで、多様な地域の福

祉課題に対して、きめ細やかに迅速に対応できる地域福祉の推進を目指します。

■地域福祉総合推進体制概念図（東松山市地域福祉計画　地域福祉総合推進体制概念図より）

地域での見守りなど（小地域の相互連携）

自治会（見守り）

民生委員・児童委員
（見守り・情報把握）

（仮）地域福祉推進委員
（見守り・情報把握）

支援を
要する人と
その家族

地域住民（見守り・声掛け）

PTA
（見守り）

ボランティア
（インフォーマルサポート）

小地域での活動で、小地域の困りごとが見つかる

地域の困りごと　　**調　整**

困りごとの受け止め

市・社会福祉協議会・福祉事業所・地域包括支援センター・相談支援事業所

支援の検討

地域ケア会議（高齢者）
地域自立支援協議会（障害者）
要保護児童対策地域協議会（児童）

課題分野の専門家による支援検討

コミュニティ
ソーシャルワーカー
（地域支援・個別支援）

地域活動やサービスの
調整による支援

各分野・地域共通の課題が見つかる

連　携

市（行政）の調整担当（福祉政策担当者）

・庁内の調整　・解決策検討の場を主催

新たなサービス
新たな地域活動

４．地域福祉活動計画の実施状況の点検・評価

本計画を着実に推進していくため、社会福祉協議会の内部で施策の進捗状況や実施上の問題点を的確に把握するなど、事業の進捗管理・評価を行います。また、事業の評価については、自己評価だけでなく市の設置する地域福祉計画推進委員会に報告し、PDCA サイクルに基づいて本計画の進捗状況の評価及び改善・調整等を行っていきます。

【計画の推進体制のイメージ】

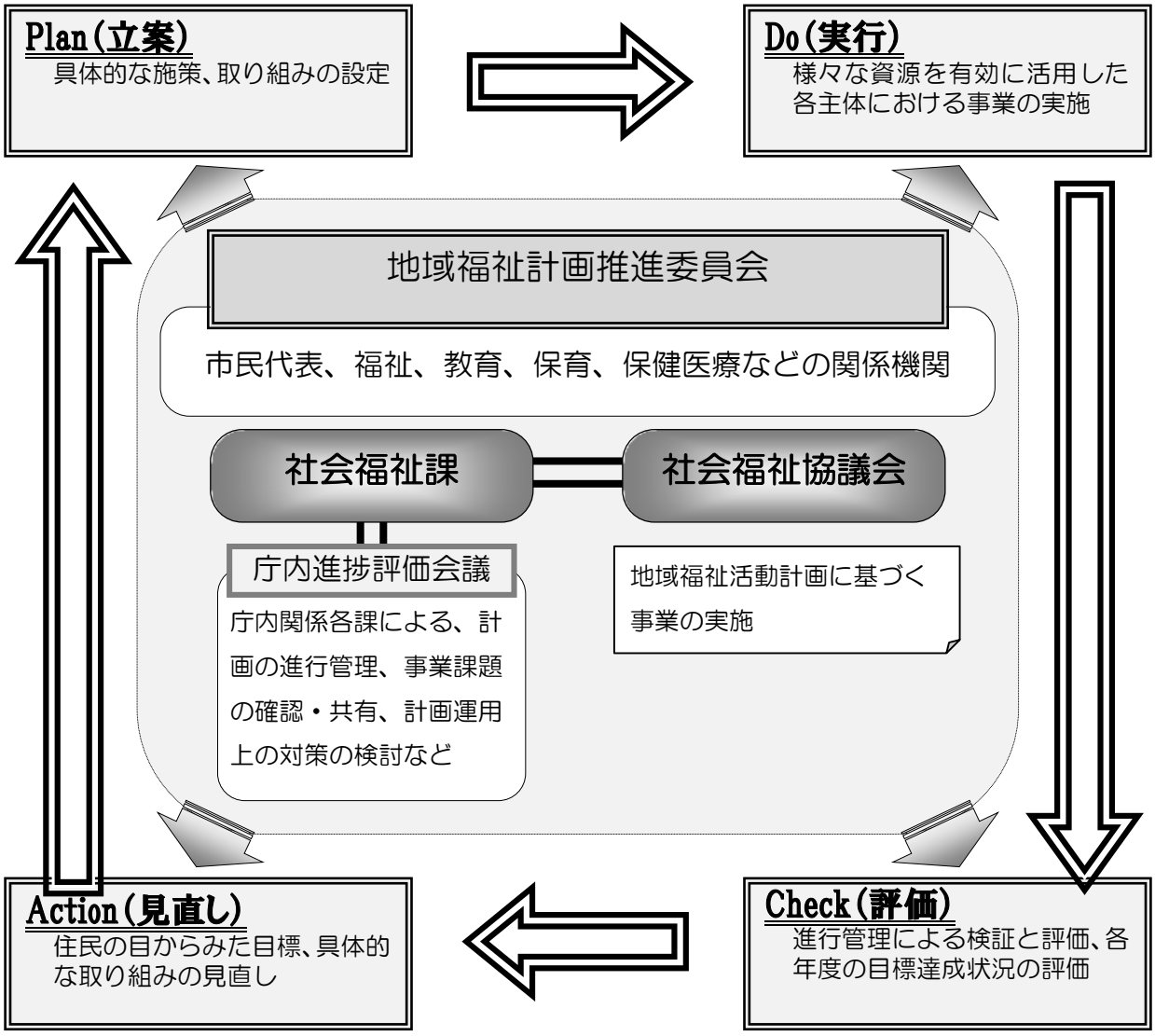

※計画の進行管理における PDCA サイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」（Plan）、計画にそった「行動」（Do）、実践の結果を目標と比べる「評価」（Check）、発見された改善すべき点を是正する「改善」（Action）の４つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法をさしています。

（東松山市地域福祉計画　計画の推進体制のイメージより）

本計画と「東松山市地域福祉計画」の一体的な推進により東松山市との連携を図り、さらに、自治会、民生委員・児童委員協議会、その他の福祉事業所・団体などとの連携を促進し、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。

資料編

１．計画策定状況

年度	開催日	主な議題
27 年度	６月 26 日	第１回東松山市地域福祉活動計画策定委員会 ・地域福祉活動計画の位置づけ ・全体スケジュールの確認 ・計画書全体のイメージの確認
	８月 18 日	第２回東松山市地域福祉活動計画策定委員会 ・第１章　地域福祉活動計画の役割と位置づけ ・第３章　地域福祉活動計画の基本的な考え方 ・第５章　地域福祉活動計画の推進体制
	10 月 13 日	第３回東松山市地域福祉活動計画策定委員会 ・第１章、第３章の修正について ・第４章　第１節　重点項目について ・第４章　第２節　東松山市共通の活動展開について
	12 月 15 日	第４回東松山市地域福祉活動計画策定委員会 ・第４章　第１節　東松山市共通の活動展開について ・第４章　第２節　地区別の活動展開について ・第５章　地域福祉活動計画の推進体制について ・資料編について
	２月９日	第５回東松山市地域福祉活動計画策定委員会 ・第４章　第１節　東松山市共通の活動展開について ・第４章　第２節　地区別の活動展開について ・第５章　地域福祉活動計画の推進体制について ・資料編について ・全体について

２．計画検討委員会委員名簿

（順不同・敬称略）

氏名	区分	所属	役職等	備考
稲葉　一洋	学識経験者	立正大学社会福祉学部	教授	委員長
西村　吉雄	団体代表	東松山市自治会連合会	会長	
篠原　敏夫	団体代表	東松山市民生委員児童委員協議会連合会	会長	
篠原　輝義	団体代表	東松山市シニアクラブ連合会	副会長	
利根川　實	団体代表	東松山市商工会	副会長	
新井　義信	団体代表	東松山市ＰＴＡ連合会	会長	
島野　正子	団体代表	耳すまネット		
釜田　千代子	公募委員			
山口　和彦	市職員	東松山市健康福祉部	部長	
眞下　章	社会福祉協議会	東松山市社会福祉協議会	事務局長	

３．社会福祉法人東松山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置規程

（設置）

第１条　地域福祉の推進を目的として、住民や地域の社会福祉関係者等と協力し策定する東松山市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、東松山市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　策定委員会は、東松山市社会福祉協議会の会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

⑴　活動計画の策定及び変更に関すること

⑵　計画の推進状況の評価に関すること

⑶　前号に掲げるもののほか、活動計画の策定に関し、会長が必要と認めた事項に関すること。

（組織）

第３条　策定委員会は、委員１０人以内をもって組織する。

２　委員は、東松山市が策定する地域福祉計画との整合を図るため、東松山市地域福祉計画策定委員と同じ者とする。

３　策定委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　策定委員会に委員長を置く。委員長は、東松山市が策定する地域福祉計画との整合を図るため、東松山市地域福祉計画の策定委員長と同じ者とする。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（地区別プランの作成）

第７条　委員長は、活動計画がより地区のニーズに沿った計画となるよう、必要に応じて、地区別プランの作成を支援するため、地区別プラン作成部会等の設置を要請することができる。

（連携）

第８条　活動計画策定の過程においては、常に地域福祉計画との整合を図るものとする。

（守秘義務）

第９条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（策定委員会の事務局）

第１０条　策定委員会の事務局は、地域福祉課に置く。

（その他）

第１１条　この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

４．社会福祉法人東松山市社会福祉協議会地域福祉活動計画地区別プラン作成部会設置要綱

（設置）

第１条　地域福祉の推進を目的として、住民や地域の社会福祉関係者等と協力し策定する東松山市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、社会福祉法人東松山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置規程（平成２６年４月１日施行）第７条に基づき、各市民活動センターの地区単位において地区別プラン作成部会（以下「作成部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　作成部会は、活動計画を策定するために、次に掲げる事項について所掌する。

（１）当該地域のニーズを反映した地区別プランの作成

（２）地域福祉計画・地域福祉活動計画の方針を踏まえた地区別プランの作成

（３）その他活動計画・地区別プラン作成の推進に関すること

（組織）

第３条　作成部会の委員は、おおむね１０人程度で組織する。

２　作成部会の委員は、地域の様々な福祉ニーズを把握する観点から、当該地域において様々な分野で活動する者の中から地域の実情に応じて選任する。

（作成部会の委員の任期）

第４条　作成部会の委員の任期は、地区別プランの作成及び活動計画の策定に係る業務が完了するまでとする。

（部会長）

第５条　作成部会に部会長を置き、委員の互選により選任する。

２　部会長は会務を総理する。

３　部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　作成部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、作成部会の委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

３　作成部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（守秘義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

（資料提出の要求等）

第８条　作成部会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

（作成部会の事務局）

第９条　作成部会の事務局は、地域福祉課に置く。

（その他）

第１０条　この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、東松山市地域福祉活動計画の施行の日にその効力を失う。

５．地区作成部会での検討内容

市内の７地区に作成部会を設置し、各地区の良いところと、問題点等について議論を重ね、課題の抽出と活動計画の検討を行いました。

（１）松山地区プラン作成部会

■計画策定状況

年度	開催日	主な議題
26 年度	９月１日	第１回松山地区作成部会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画及び地区別プランの概要・意義等について ・松山地区の基本情報について ・松山地区プラン作成の手順について
	11 月 10 日	第１回松山地区住民座談会 ・松山地区の良さや強みについて
	12 月１日	第２回松山地区住民座談会 ・松山地区の困りごとや課題について
	１月 28 日	第２回松山地区作成部会 ・住民座談会の協議内容の整理 ・今後のプラン作成の手順について
	２月 17 日	第３回松山地区作成部会 ・高齢者の孤立とその防止について ・シニアパワーを生かすことについて ・買い物難民の問題について
	３月 17 日	第４回松山地区作成部会 ・地域の状況把握と空き家問題について ・地域のコミュニケーションと集いの場について
27 年度	４月７日	第５回松山地区作成部会 ・高齢者に関わる交通安全・防犯について ・高齢者に関わるその他の生活上の困難について ・子どもに関する課題～児童に限らず～
	５月 11 日	第６回松山地区作成部会 ・松山地区の課題の整理について
	７月 13 日	第７回松山地区作成部会 ・少子化の状況について ・アパートやマンションの住民の課題について ・高齢化にともなう核家族化について ・美土里町の実践について ・自立支援・就労支援の必要性について ・地域を支える人の認知度向上について

年度	開催日	主な議題
	８月17日	第８回松山地区作成部会 ・歴史の長い地区の人口減少傾向について ・高齢者の地域貢献の必要性について ・男性の地域活動への参加について ・コミュニケーションの重要性について
	９月18日	第９回松山地区作成部会 ・あいさつの状況・意味合い・効用について ・あいさつへの積極的取り組みについて
	10月15日	第10回松山地区作成部会 ・松山地区プラン案の検討について(1)
	11月19日	第11回松山地区作成部会 ・松山地区プラン案の検討について(2)
	12月２日	第12回松山地区作成部会 ・松山地区プラン案の検討について(3)
	１月21日	第13回松山地区作成部会 ・松山地区プラン案の検討について(4)

■松山地区プラン作成部会委員　（五十音順・敬称略）

氏名	所属・役職等	備考
伊藤　敏行	箭弓町自治会 前会長	
江森　由美子	松山第三地区民生委員・児童委員協議会 主任児童委員	
大久保　了之	松山第二地区民生委員・児童委員協議会 監事	
荻野　紘	美土里町自治会 会長	部会長
金杉　明	松山第三地区民生委員・児童委員協議会 会長	
後藤　信弘	山崎町自治会 会長	
高松　清	白坂町自治会 会長	
外谷　岑子	地域福祉活動実践者	
藤井　忠興	松山第一地区民生委員・児童委員協議会 会長	
向笠　親雄	松山第一地区民生委員・児童委員協議会 副会長	

■松山地区の特徴

【松山地区の良いところ】

良いところ	主な意見
居住環境が良い	・学校が近く子どもが多い ・緑が多く静か ・比較的近くに病院がある
地域の交流が盛ん	・老人会やサロン活動が活発 ・花いっぱい運動で世代間交流を図っている
町内活動が活発	・自治会活動なども充実しており、町内活動が活発 ・地域のお年寄りや子ども会などで子どもの見守り活動が活発 ・転入者も多いが、互いにあいさつなども交わし合えている ・一声かけると協働できる
交通の便が良い	・交通の便がよい ・駅が近い ・外灯が多く安全 ・ホタルの里

【松山地区の問題点】

問題点	主な意見
高齢者の孤立	・単身者が倒れたとき救うすべがない ・特に自治会に加入していない人の様子はわからない ・見守りネットワークも災害時要援護者名簿もあるがいざというときに機能するのか
買い物難民	・身近な商店が減ったし、高齢化すると重い荷物は持てない ・昔は個人商店が御用聞きに来て配達もしてくれた ・最寄りに商店が１軒もないところもあり、足腰が弱ると生活に困ってしまう
自治会組織の維持	・自治会には役員をやらされるから入らないという人も多い ・アパートの人はほとんど自治会には未加入。理由を聞くと、長期的にみると仮住まいだし、不便を感じないからだという
男性の地域活動への参加が少ない	・サロンには男性参加者が少ない ・現役時代の人間関係は会社関係のみ。地域とのつながりがない。退職してもそのまま地域デビューしていない男性が多い

（２）平野地区プラン作成部会

■計画策定状況

年度	開催日	主な議題
26 年度	3月 25 日	①第１回作成部会 地域福祉活動計画平野地区プランの作成について
27 年度	4月	子育てママ対象の住民座談会実施
	4月 30 日	②第２回作成部会 作成部会委員による住民座談会 テーマ１：『地域の良いところ、自慢できることを見つけよう』 テーマ２：『地域の困りごと、不便なことを考えよう』
	5月	沢口町自治会にて住民座談会実施
	9月 25 日	③第３回作成部会 平野地区の重点課題について（絞り込み）
	10 月 29 日	④第４回作成部会 具体的な取り組み内容について検討
	11 月 20 日	⑤第５回作成部会 最終確認

■平野地区プラン作成部会委員　　（五十音順・敬称略）

氏名	所属・役職等	備考
小俣　克夫	中山自治会長	
柿田　和子	松山第三地区民生委員・児童委員協議会	
木村　貴世	松山第三地区民生委員・児童委員協議会主任児童委員	
郷地　兼松	自治会連合会平野支部 支部長	部会長
小林　愛子	松山第三地区民生委員・児童委員協議会	
田端　嘉幸	平野市民活動センター所長	オブザーバー
西川　朋子	松山第三地区民生委員・児童委員協議会　副会長	
福岡　典秋	松山第三地区民生委員・児童委員協議会	
古澤　勝正	松山第三地区民生委員・児童委員協議会	
柳澤　喜春	東平町内会長	

■平野地区の特徴

【平野地区の良いところ】

良いところ	主な意見
居住環境が良い	・市民病院が近い ・岩鼻運動公園が近いのでジョギング等のスポーツ環境が良い ・自然が豊か、静かな地域、鳥のさえずりが聞こえる ・買い物が便利
交通の便が良い	・交通事故が少ない ・マイタウン循環バスがあり、便利 ・交通の便が良い ・ゾーン 30 が整備されている ・道路が広い
近所付き合いが良い	・食堂等の店が多く、コミュニケーションの場が多い ・近所付き合いが良い ・小学生が良くあいさつをする ・顔見知りの方々とのあいさつができる、知らない方でもあいさつを返してくれる ・近所とのコミュニケーションがとれる
地域活動が盛ん	・大人や子どもが参加できる行事を計画している ・活動センター職員が親しみやすく、顔を出し易い ・活動センターの活動（体育祭等）が活発 ・各地区のお祭りが盛ん ・ゴミゼロ運動や年末の大掃除に参加する方が多いと感じる ・地域のエリアで様々な文化サークルが行われている ・地域の防犯活動がしっかりしている ・地域の自主防災組織が活動している

【平野地区の困ったところ】

困ったところ	主な意見
働く場所が少ない	・会社が少ないため、市外へ若い方が出ている ・工場などの職場が少ない ・若い人が働く職場が限られている ・地域に大企業がないので雇用人数が少ない
道路の安全性	・道路が狭く、通勤通学の自転車が危険 ・歩道が整備されていなくて狭い ・お年寄りが安心して歩ける道路が少ない。（車と一緒で怖い） ・通学路にグリーンベルトが少ない ・通学路にガードレールがなくて怖い(青山・熊谷線)
バスの便が悪い	・バス停が遠いので、市の中心部に出かけにくい ・病院・医院までの受診が不便（若い方の協力不足、バス停がない） ・バスが通ってないため、買い物難民がいる ・県道・国道沿いは路線バスがあり、便利であるが、一歩奥に入ると市内循環バスの数も少なく、交通の便はよくない
下水道の整備	・下水処理に困っている ・下水道が完備されていないところがあり、異臭が発生している地区もある ・公共下水道がなく、川が汚い。排水面環境に問題がある
空地	・空地・空き家が増えた ・高齢者が多くなり荒地がある ・空き地の雑草がひどい ・空き地で不衛生になっているところがある

（３）大岡地区プラン作成部会

■計画策定状況

年度	開催日	主な議題
26 年度	12 月 13 日	地域福祉計画・地域福祉活動計画について 座談会の実施について
	1 月 11 日	地区の課題整理について
	2月 22 日	住民座談会について 作成部会による座談会の実施

■大岡地区プラン作成部会委員　（五十音順・敬称略）

氏名	所属・役職等	備考
加藤　孝	大岡地区区長会前会長	
加藤　義雄	大岡地区民生委員・児童委員協議会副会長	
木部　猛	大岡市民活動センター所長	
篠崎　つや子	大岡地区主任児童委員	
篠原　輝義	大岡地区民生委員・児童委員協議会会長	部会長
清水　作二	大岡地区区長会前副会長	
鈴木　克昌	大岡地区ソフトボール連盟会長	
鈴木　正弘	学識経験者	
丹野　晃一	東松山市スポーツ推進委員	
長田　貴弘	大岡小学校 PTA 会長	
野口　荘二	大岡地区シニアクラブ	
橋本　隆	大岡地区民生委員・児童委員協議会幹事	
藤野　晴夫	大岡地区ゴルフ連盟理事	
宮岡　朋子	大岡地区民生委員・児童委員協議会主任児童委員	

■大岡地区の特徴

【大岡地区の良いところと困ったところ】

良いところと困ったところ	主な意見
地域環境	・河川、田畑があり自然が豊かである ・人も温厚で住みやすいところである
情報提供	・情報が入りにくい世帯がある ・計画はすばらしい→誰がやるのか、どれだけ地域へ周知してきたか ・回覧板だけではダメ
子育て環境	・大岡では子どもが少ない ・子育て中の親を孤立させない ・大岡ちゃお（子育てサロン）に大岡の人は少ない
高齢者の孤立化	・一人暮らしの人への安否確認 ・高齢者が外出しない、できない
少子高齢化	・高齢化し、班長ができる人が減ってきた ・農家が減少し、子どもたちが市外へ出て行く ・若い人が出て行く（働く場がないなどの理由）→高齢化が進む ・高齢者が増えてできなくなったことを、どう地域で支えるか ・シニアクラブには元気な人が多い
地域のつながり	・つながりは残っているが、希薄になっている ・近所のつながりをつくる ・災害時、避難所に集まらない、自治会は機能しない ・世帯の動きが見えづらい ・組織をいくつもつくるのではなく、今あるものを活性化させたりつなげることが必要

（４）唐子地区プラン作成部会

■計画策定状況

年度	開催日	主な議題
26 年度	3月 16 日	地域福祉計画について 地域福祉活動計画について 座談会の実施について
27 年度	4 月 21 日	唐子地区住民座談会の振り返り 次回作成部会について
	5 月 27 日	唐子地区住民座談会のまとめ
	7 月 2 日	地域福祉活動計画策定部会について 唐子地区の強みと課題について
	8 月 20 日	唐子地区の課題の絞込みについて
	10 月 2 日	唐子地区の課題の整理 自助、共助、公助について 課題に対する取り組みについて
	11 月 27 日	唐子地区プラン（案）の検討
	1 月 27 日	唐子地区プラン最終確認

■唐子地区プラン作成部会委員　（五十音順・敬称略）

氏名	所属・役職等	備考
市川　常雄	唐子市民活動センター所長	
岩田　洋子	社会福祉協議会唐子支部役員	
大谷　紀代子	社会福祉協議会唐子支部幹事	
大畑　稔	唐子地区区長会前会長	部会長
小川　藤雄	唐子地区区長会元会長	
小川　正修	唐子地区民生委員・児童委員協議会会長	
島野　正子	ボランティア団体元代表	
下田　葉子	唐子地区民生委員・児童委員協議会　主任児童委員	
深澤　和子	唐子地区民生委員・児童委員協議会	
松永　千鶴子	唐子地区民生委員・児童委員協議会	

■唐子地区の特徴

【唐子地区の良いところ】

良いところ	主な意見
お年寄りが元気	・お年寄りが多い、元気 ・現役で働いている高齢者が多い
近所同士の仲が良い	・ご近所同士の仲が良い、ご近所付き合いが盛ん ・住民のつながりが強い、お互いの気持が理解できる
地域の活動が盛ん	・お祭り獅子舞などの伝統行事が盛んで、世代を超えて交流できる ・自治会活動が盛ん、楽しい行事が多い ・地域の活動に協力的、参加者が多い
自然が豊か	・自然が豊か、恵まれている ・緑が多い、花が多く豊か ・都幾川の清流、川遊び釣りができる ・ホタルの里

【唐子地区の困ったところ】

困ったところ	主な意見
環境の整備・管理	・農業を受け継ぐ人がいない、後継者がいない ・耕作放棄地が増えた、草刈が遅い ・ゴミの不法投棄、道路や山 ・通学路、道路に草が多い、樹木が整えられていない
地区役員のなり手が少ない	・自治会役員、地区役員のなり手がいない、少ない ・民生委員や各団体のなり手がいない
野生動物被害	・山林が多いため、カラスが多い ・害獣（ハクビシン、アライグマ等）による、被害がある
近くに店が少ない	・買い物をする店が近くにない、商店が少ない、不便 ・徒歩で行ける店が少ない
交通の便が悪い	・市内循環バスの路線が少ない、不便、恩恵がない ・駅が遠い ・交通の便が悪い ・道路が整備されていない ・道路照明灯が少ない、街灯が少ない

（５）高坂地区プラン作成部会

■計画策定状況

年度	開催日	主な議題
26 年度	8月 19 日	第１回高坂地区作成部会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画及び地区別プランの概要・意義等について ・高坂地区の基本情報について ・高坂地区プランの作成手順について
	10 月 29 日	第１回高坂地区住民座談会 ・高坂地区の良さや強みについて
	11 月 17 日	第２回高坂地区住民座談会 ・高坂地区の困りごとや課題について
	12 月 15 日	第２回高坂地区作成部会 ・住民座談会の協議内容の整理 ・今後のプラン作成の手順について ・さらなる聞き取りの必要について
	2月9日	第３回高坂地区作成部会 ・子どもの見守りについて ・新しい住民と古くからの住民の交流について ・地域内の交流の大切さについて ・社会的ひきこもりについて
	3月 23 日	第４回高坂地区作成部会 ・子どもの見守りに関する機関への聞き取りについて ・高齢者サロンに関する課題について
27 年度	4月 16 日	第５回高坂地区作成部会 ・地域活動に参加している（できる）年代について ・高齢者サロンと子育て世代の交流について
	5月 27 日	第６回高坂地区作成部会 ・地域の見守りについて ・きらめきサロンへの子どもの受け入れについて
	7月 13 日	第７回高坂地区作成部会 ・高坂地区における重点課題について
	8月 20 日	第８回高坂地区作成部会 ・高坂地区における地域活動への参加の現状について ・地域活動参加を促す踏み込んだ働きかけについて
	10 月5日	第９回高坂地区作成部会 ・地域交流の活性化のむけた方法について
	11 月 12 日	第 10 回高坂地区作成部会 ・高坂地区プラン案の検討について(1)
	12 月8日	第 11 回高坂地区作成部会 ・高坂地区プラン案の検討について(2)
	1月 27 日	第 12 回高坂地区作成部会 ・高坂地区プラン案の検討について(3) ・自治会への調査内容の検討について

■高坂地区プラン作成部会委員　（五十音順・敬称略）

氏名	所属・役職等	備考
新居　雅子	高坂地区民生委員・児童委員協議会	
榎本　栄	高坂地区区長会　元会長	部会長
加島　一彦	高坂地区区長会　会長	
釜田　千代子	地域福祉活動実践者	
椎橋　薫	高坂市民活動センター所長	オブザーバー
芝嵜　順一	大黒部地区　前区長	
田中　進	高坂地区区長会　前会長	副部会長
野口　哲史	毛塚地区　前区長	
藤倉　敬子	高坂地区民生委員・児童委員協議会　前副会長	
水谷　俊子	高坂地区民生委員・児童委員協議会　副会長	副部会長
森井　和代	高坂地区民生委員・児童委員協議会　前会長	
森田　貞子	地域福祉活動実践者	

■高坂地区の特徴

【高坂地区の良いところ】

良いところ	主な意見
居住環境が良い	・近くに駅、学校、銀行、商店等生活に必要なものがある ・近くに病院等があり、通院も困ることはあまりない ・交通の便がよい ・自然災害等が比較的少ない
地域のつながりが強い	・良好な近所付き合い ・地域のつながりが比較的強い。互いに気軽に声かけができている ・昔からの気心の知れた人が多く近所付き合いがとても良い ・一人暮らしの人へも近隣の声かけ等が良くできている
地域活動が活発	・子ども見守り活動が積極的に取り組まれている ・地域事業への積極的参加 ・地域によってはきらめきサロンに参加するよう声がけをしている ・区長会・民生委員・その他の団体等の連携が良くとれている

【高坂地区の困ったところ】

困ったところ	主な意見
高齢化	・高齢化が進み、認知症の方が増加している ・高齢者の方々の中でもお互いに思いやりができてないように思う ・高齢になってかえって自治会から抜ける人もいる ・若い世代が家を出て行き、高齢者世帯・単身世帯が増えている
道路整備	・大型店舗の影響で便利な反面、道路状況が追いついてなく、交通事故の危険性が増している ・道路工事が多く不自由を感じる ・外灯が少なく暗い地域がある
働く場が少ない	・大型商店地区以外のお店の集客が減っている ・地元で働く場が少ない
地域活動	・サロンにも出てこれらないような一人暮らしやひきこもりの人にどう働きかけたらいいか？ ・地域の事業の参加者はだいたい決まっていて若い世代の参加が少ない ・活動センターが遠くて不便 ・転入者が多い地区とのつきあい方がよくわからない

（６）高坂丘陵地区プラン作成部会

■計画策定状況（開催日の太字はプラン作成部会）

年度	開催日	主な議題
27 年度	**６月27日**	・プラン作成主旨とスケジュール説明 ・住民意見の収集方法検討
	８月５日	・社協事業等を活用したアンケート実施結果の分析 ・アンケート依頼先検討
	９月８日	・既済アンケート結果の分析 ・新規アンケート依頼団体の洗い出しと検討
	10月20日	・アンケート実施結果の分析・追加アンケートの検討
	10月27日	第１回ワーキング（これまでのアンケート調査等の分析、整理）
	11月13日	第２回ワーキング（これまでアンケート調査等の分析、整理）
	11月16日	・ワーキング内容をたたき台とした分析、整理、意見交換等
	12月28日	・地域福祉活動計画策定委員会の経過説明、同計画全体像の共有、他地区プランの紹介、内容協議
	１月４日	第３回ワーキング（高坂丘陵地区プランの内容検討）
	１月25日	・ワーキング検討内容の協議、高坂丘陵地区プラン（案）の協議、検討、確認
	２月２２日	・地域福祉活動計画地区別プランの最終確認及び今後の推進について協議

■高坂丘陵地区プラン作成部会委員　（五十音順・敬称略）

氏名	所属・役職等	備考
石井　太一	高坂丘陵市民活動センター　所長	オブザーバー
井上　浩平	自治会連合高坂丘陵支部　前支部長	
植竹　智子	高坂丘陵市民活動センター　副所長	オブザーバー
上村　治司	高坂地区民生委員・児童委員協議会　幹事	
鵜飼　洋祐	自治会連合高坂丘陵支部　副支部長	
小見　勇三	桜山小学校評議員／白山中学校評議員	
熊井　辰幸	高坂地区民生委員・児童委員協議会　会長	副部会長
小林　保夫	桜山台北自治会　前会長	
塚脇　謙	四季の丘自治会　会長	
戸森　健治	自治会連合高坂丘陵支部　支部長	部会長
芳賀　ヤス子	高坂地区民生委員・児童委員協議会　監事 ／支え合いサポーター	
藤井　晶子	親子広場コアラ代表 ／埼玉県子育て支援アドバイザー	

■アンケート・ヒアリング調査

高坂丘陵地区では、平成 27 年2月 19 日から 11 月 13 日までに、下記の団体・組織等（※）へ、494 件のアンケートやヒアリングをお願いし、433 件の回答を得ました。

この回答（回収率 87.7%）を基に各団体等の抱える問題点等の傾向を把握し、日ごろ気になっていることやそのままにしておけないことなどを明確にして、それらを自助、共助、公助に仕分け、それぞれの緊急度（重要度）について協議を行いました。

(※)高坂丘陵地区で活動している団体・組織のうち、日常的な住民とのつながりや福祉的機能が強いと思われる分野で、日常的に地域内で活動されている方々に協力をお願いしました。

【アンケートやヒアリングでご協力いただいた団体・組織等】

依頼先	協力者	備考
自治会連合高坂丘陵支部	各自治会役員及び班長	アンケート
民生委員・児童委員協議会	丘陵地区担当者	ヒアリング
ハートピアまちづくり協議会	防犯パトロール	アンケート
	交通安全母の会	アンケート
社会福祉協議会高坂丘陵支部	夏休み工作教室参加者	アンケート
	ふれあい亭参加者	アンケート
	介護教室参加者	アンケート
	高齢者サロン等代表者	ヒアリング
	民生委員・児童委員経験者	ヒアリング
	介護を語り・支え合う集いメンバー	アンケート
	福祉まつり来場者	アンケート
母子愛育班	丘陵地区担当者	アンケート
東松山市学童保育の会	学童さくらやま利用児童	ヒアリング
その他	子育てサロン親子広場コアラ参加世帯	アンケート
	親子サークル参加世帯	アンケート
	丘陵市民活動センターを利用している学童	ヒアリング
	全国都市景観 100 選の街を守る会メンバー	アンケート

■抽出された意見・問題点（全体図）

＜高坂丘陵地区プラン作成部会による分類図＞

	緊急度（高）					（低い）
自助	頼みごとはできるが困りごとは相談できない	地域のことは聞けるが個人的な相談は出来ない	住民一人ひとりが丘陵ねっとを活用する（見る）	地域の子どもが喜ぶ取り組みを手伝いたい人は多い	忙しいので関心があっても関われない人もいる	
	自治会（連合会）に関心を持つ			路線バスの活用		
	自治会脱退者が増えている（負担感が高い）	高齢者・単身者の見守り	留守は頼めるが、具合が悪い時に頼める人は少ない		将来にわたって利便性に不安を感じる人は多い	
	自治会役員の任期や役割の見直しが必要	若者が地域行事に出てこない	男性が地域活動に出てこない		頼まれれば手伝ってくれる人は多い	指示されるのは嫌だが、指図したい人は多い
	住民が協議して自治会の区分けや役員数の見直しを	行ってみようと思う行事になっていない		子どもの見守りはあいさつ運動から発展するのが良い		
	サロン運営の後継者がいない	地域デビューと自治会サポーターの仕組み				
共助	地域の見守りの仕組みづくりが必要	自治会と民生委員の互助システムについて詰めが必要	各サークルが年1回でも地域貢献してはどうか	民生委員と自治会相互の顔が見えるようになったのは良い		
	災害時の対応（平時からつながらないと無理）	子育て世代がもっと増えて欲しい	健康づくりの場を増やす（ボランタリーな単位で取り組める方法や色んな実施方法）	民生委員がつなぎ役として連携しているのが良い		
	地縁組織とやりたい人が協働できるしくみ	もっと丘陵ネットを有効活用するといい	母校として愛着のある人が少ない			
		回覧・配布物が年々増えているが繁雑。必要な人に情報が届かない	学校と地域をつなぐ人の輪が弱い			
	ハートピアまちづくり協議会とは何？	情報が多い割に必要な人に届かない	旧緑山小・桜山小・白山中を地域活動に活用させてほしい			
	新たに福祉の推進部門を創出	市民活動センターに自由に使えるタブレットなどがあるといい（館内で貸出等）	特にシニア・子どものたまり場、子どもと一緒の居場所づくり	学校行事の情報が身近に思えない		
	行政の取り組みが見えづらい	ふれあい、寄り合いの場の増設。既存施設の活用	気軽に集える場が欲しい。若者や年齢問わず独居者の交流の場が必要			
	市民活動センターの役割とは何？	放課後に子ども教室があるといい	学齢期のこどもの居場所づくり			
	市民活動センターにサークルと地域を結びつける機能が必要	空き家が増えている（防犯上も課題）	子どもを一時的に預ける場がほしい		防犯カメラを設置してほしい	
	市の窓口に直接行く人も増えている。市民活動センターに窓口・相談機能が必要	空き家の活用（自治会で借用、行政が補助する仕組みなど）	近所のスーパーに宅配してほしい	公共の階段に手すりが必要	小中一貫校のメリットは?	
		外の人が移り住みたくなる制度の創出	高齢者が住みよい街にしてほしい	子どもだけで遊べる公園がない	交通弱者の移送サポートが必要（緊急時）	
公助			高齢者がひとりでも暮らせるまちづくり	幼児が安全に遊べる遊具がない	デマンドタクシーと路線バスの共存・共栄	

433 件の回答から抽出された意見、問題点を分類し、またその緊急度（重要度）を協議する中で、丘陵地区の特性である人口年齢バランスの偏りが引き起こすであろう近い将来的な見通し（顕著な少子高齢化）を加味し、今すぐに取り組まねばならない意見、問題点とその要因について、地区別プラン作成部会で検討しました。

高坂丘陵地区プラン作成部会には、複数名の自治会関係者が参画しています。今回の課題分析の際に、エステ松風台自治会での取り組みとして「地域の様々な困りごとの解決を図るためには、単年度だけでは十分な協議を行うことや継続して取り組むことが難しいため、会長の任期を２年に改めた」とのご紹介いただきました。

こうした事例を含め、単年度での役員交代の仕組みでは、課題解決に向けた取り組みに限界があること、日常生活範囲での交流の活性化が自治会活動にとどまらず様々な地域力の向上に有効であると認識されていることなどから、緊急度（重要度）の高い意見・問題点として、自治会に関するものが多くあげられています。

（７）野本地区プラン作成部会

■計画策定状況

年度	開催日	主な議題
26 年度	12 月 17 日	・地域福祉計画・地域福祉活動計画について ・座談会の実施について
	1 月 16 日	・住民座談会について （実施方法、対象者、呼びかけ方法等）
	2月 16 日	・住民座談会について ・作成部会による座談会の実施
	2月 23 日	・住民座談会の開催（約 50 名）
	3月 13 日	・住民座談会の振り返り ・今後の進め方について
27 年度	5月 25 日	・課題の整理について ・自助・共助・公助について
	12 月９日	・課題の絞込みについて
	１月１９日	・野本地区プラン（案）について

■野本地区プラン作成部会委員　（五十音順・敬称略）

氏名	所属・役職等	備考
浅見　光雄	ボランティア団体　元代表 元野本地区民生委員・児童委員協議会	
阿部　敏枝	ボランティア団体代表	
飯島　正明	野本市民活動センター所長	オブザーバー
石田　美緒子	野本小ＰＴＡ　前代表	平成 26 年度
岩田　洋人	野本地区区長会　元副会長 前野本地区民生委員・児童委員協議会	
大谷　秀夫	野本地区区長会　元副会長 元野本地区民生委員・児童委員協議会	
小鮒　忠明	野本地区民生委員・児童委員会長協議会　会長	
鈴木　雅代	野本小ＰＴＡ代表	平成 27 年度
鈴木　玲子	元野本地区民生委員・児童委員協議会	
中島　光江	野本レディース四季の会　前代表	
林　　好久	野本地区区長会　元会長	部会長
細野　康弘	野本市民活動センター副所長	オブザーバー
牧　　静子	元野本地区民生委員・児童委員協議会	

■野本地区の特徴

【野本地区の良いところ】

良いところ	主な意見
人柄が良い	・人柄がとてもよい、人間性豊か ・人付き合い、近所付き合いがよい ・親切、やさしい、穏やか ・協力的でまとまりがある ・知り合いが多い（同級生など） ・あいさつが良くできる
地域の行事が活発	・昔ながらの伝統、文化、行事（お祭り、盆踊り等）がある ・行事に参加してくれる人が多い ・みそ作りができる ・高齢者サロン、昼食会
環境がよい	・自然が豊か、田園地帯、空気がよい ・大型店も多く、買い物するのに便利 ・大きな災害がなく、住み良い ・高速道路の利便性が大変よい ・市街地に近い割に閑静である
見守り活動	・見守り活動がさかん ・近所の人がよく声をかけてくれる
地域活動	・ゴミ出しなどの決まりを守る ・サロン、サークル活動が活発である ・ボランティアをやる人がいる ・ボランティア委員さんの活動が多く見られる ・自治会がまとまっている。自治会加入率が高い

【野本地区の困っているところ】

困っているところ	主な意見
地域での声がけや交流が希薄	・あいさつできない子がいる ・近所付き合いが薄い、悪い ・災害が少ないことから助け合いがことさら必要とも感じていない ・他人の手助けを欲しがらない
高齢者世帯の増加	・高齢者世帯の増加 ・ひとり暮らしの相談相手がいない ・動けない年寄りが多い ・高齢化のため地域活動への参加が難しい
高齢者の交流の場が少ない	・高齢者の居場所、サロンがない ・集会所が高台にあるので不便 ・老人会の会員が少ない
地域活動への協力が消極的	・地区の役員、ボランティアの協力等が少ない ・リーダー不足（先頭に立ち手がいない、一人に多くの役割が振られる） ・会やグループの世代交代ができない

困っているところ	主な意見
マナーが悪い	・散歩のマナーが悪い（犬、散歩のあいさつ） ・規律が守られていない ・犬のフンの片づけが守られていない ・親の教育が悪い
清掃、ゴミ出しの問題	・ゴミ出しが守れない ・枯れ葉が飛んで道路が汚れて、見た目が悪い ・通学路の垣根がはみ出している、見通しが悪い、危険な場所がある ・立木、道端の雑草等の清掃ができない ・田畑、道路にゴミが捨てられているのが目立ちすぎる
公共施設の老朽化や施設不足	・活動センターが他地区より設備が悪い、暗い ・体育館がない。他と比べ、活動センター及び運動場の一体性がない（高齢者増加に伴い必要） ・防災関係の案内板がない
子どもの遊び場がない	・児童館がない ・子どもの安全な遊び場、居場所がない ・プール、乳幼児施設がない ・子どもたちが遊ぶ公園がない
買い物が不便	・交通が不便、公共交通機関が少ない ・交通量が多い、渋滞が激しく不便 ・買い物不便 ・飲食店が少ない
防犯面、安全面での対策が不十分	（安全） ・街路灯が少なく暗くて怖い ・隣近所が離れているので防犯面が心配 ・自転車での走り方が危険 （安全の設備面） ・道路、通学路が狭い、危ない ・横断歩道のペイントが消えている ・側溝にふたがないので、子どもやお年寄りが危ない
後継者不足	（伝統行事） ・伝統行事の後継者、参加者がいない ・若い人の参加が減少している ・家の跡継ぎに不安な家が多い （農業） ・農業後継者不足 ・農地が荒れている ・専業農家が少ない

東松山市地域福祉活動計画

発行：平成 28 年３月

編集：社会福祉法人　東松山市社会福祉協議会

〒355-0014　埼玉県東松山市松本町 1-7-8

TEL 0493-23-1251

FAX 0493-23-8898